

# 大津市配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する基本計画 (素案)

令和 6 (2024) 年度～令和 10 (2028) 年度

令和 5 年 9 月 19 日

総務常任委員会 所管事務調査資料  
政策調整部 人権・男女共同参画課

大 津 市

## 目 次

1	計画の策定にあたって	1
(1)	計画策定の背景と趣旨	1
(2)	計画の位置づけ	2
(3)	計画期間	2
2	DVに関する現状と課題	3
(1)	DV・デートDVの定義について	3
(2)	DV・デートDVに関する認知度、被害経験等について	4
(3)	児童虐待との関連性や家庭内に生じる影響について	16
(4)	DVやデートDVに対する取組について	18
(5)	DVに関する相談等の状況について	20
(6)	DV・デートDVに関する課題について	26
3	基本理念・基本的視点・基本目標	32
(1)	基本理念	32
(2)	基本的視点	32
(3)	基本目標	32
4	施策体系	33
(1)	基本目標1 DVの防止に向けた啓発の充実	34
(2)	基本目標2 相談体制の充実	35
(3)	基本目標3 被害者等の安全確保	37
(4)	基本目標4 自立支援対策の充実	38
(5)	基本目標5 推進体制の整備	39
5	計画の推進	42
6	資料	
(1)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
(2)	大津市男女共同参画推進条例	
(3)	大津市男女共同参画審議会の組織及び運営に関する規則	
(4)	大津市男女共同参画推進委員会設置規則	
(5)	計画の策定経緯	

# 1 計画の策定にあたって

## (1) 計画策定の背景と趣旨

配偶者<sup>1</sup>からの暴力<sup>2</sup>（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者<sup>3</sup>のみならず、養育する子ども等にも、深刻な影響を及ぼすものと考えられています。

平成13年4月に、国において、DVの防止および被害者の保護を図ることを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、DV防止法という。）が制定されました。また、平成16年にDV防止法に基づく施策に関して、市町村基本計画の指針となる「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下、基本方針という。）が定められました。

その後、DVの特性、昨今の社会情勢等を鑑み、配偶者からの暴力のほか、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も含めること、**児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力に対する被害者の保護対策の強化**を図ること等から、これまで複数回にわたり、法改正が行われてきたところであり、令和6年4月から、**保護命令<sup>4</sup>制度の拡充、保護命令違反の厳罰化などについて定められた改正DV防止法**が施行されます。

県においても、「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」（以下、滋賀県基本計画という。）が策定されており、DVの防止と被害者の適切な保護および自立支援等に係る総合的な施策の展開を図っています。

こうした中、本市においても、国が掲げる基本方針に即し、滋賀県基本計画を勘案する中で、平成31年3月に「大津市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次）」（以下、DV基本計画）を策定し、DVに関する周知啓発、相談支援、被害者の安全確保、自立に向けた支援に関する施策を推進してきたところです。

今回、DV基本計画の期間が令和6年3月をもって満了を迎えることから、今後も引き続き関係所属、関係機関が連携し、総合的かつ一体的に施策を推進していくため、本計画を策定しました。

---

<sup>1</sup> 【配偶者】

DV防止法第1条第3項に定める「配偶者」をいいます。婚姻の届出をした夫婦の一方だけでなく、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（いわゆる事実婚）も含まれます。

<sup>2</sup> 【配偶者からの暴力】

DV防止法第1条第1項に定める「配偶者からの暴力」をいいます。

「配偶者」からの暴力だけでなく、「元々婚姻関係にあり、その後婚姻を解消した者」、「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあり、その後事実上離婚したと同様の事情にある者」からの暴力も含まれます。

<sup>3</sup> 【被害者】

配偶者や同棲交際相手からの暴力により身体的または精神的な苦痛を受けている人をいいます。

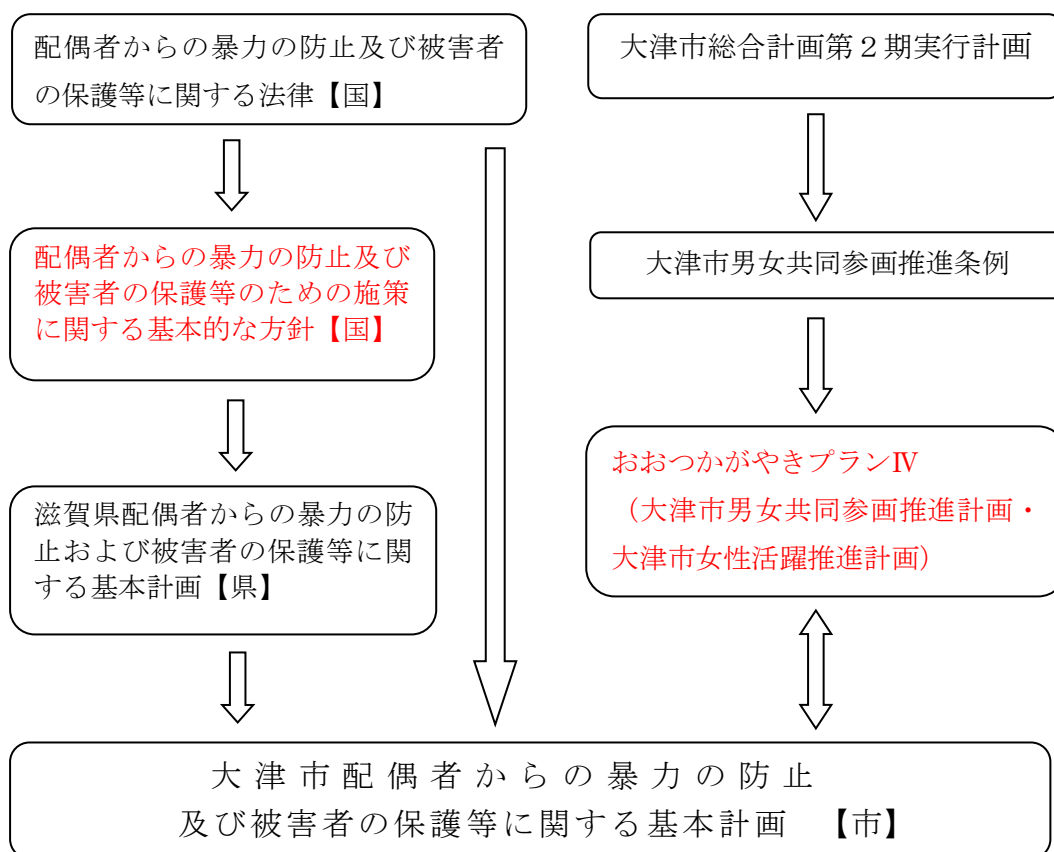
<sup>4</sup> 【保護命令】

被害者が配偶者からの更なる身体及び精神に対する暴力により、その生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きい時に、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者（事実婚相手および元配偶者を含む）に対し発する命令で、「被害者及び親族等への接近禁止命令」、「電話等禁止命令」、「住居からの退去命令」などがあります。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。

また、本市の「おおつかがやきプランⅣ（大津市男女共同参画推進計画・大津市女性活躍推進計画）」が本計画の上位計画に当たります。



## (3) 計画期間

令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内であっても、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じ、計画を見直すこととします。

## 2 DVに関する現状と課題

市民のDVに関する意識や状況については、令和4年度に実施した「DV基本計画策定に係る市民意識調査」に基づきまとめました。また、令和2年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」の結果についても併せて記載しています。

### (1) DV・デートDVの定義について

#### ① DVとは

ドメスティック・バイオレンスの略であり、家庭内暴力を指します。具体的には、配偶者、元配偶者、婚姻していないが生活の本拠を共にするパートナーからの、生命又は身体に危害を及ぼす不法な攻撃、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

#### ② デートDVとは

婚姻しておらず、かつ生活の本拠を共にしていない交際相手からの、生命又は身体に危害を及ぼす不法な攻撃、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

なお、デートDVについては、DV防止法の適用を受けるものではないものの、国において、非同棲交際相手からの暴力をデートDVと位置づけられており、DV同様重大な人権侵害であるとされ、若年層に対する教育、予防啓発の取組が求められています。

#### (主な具体例)

殴る、蹴る、髪をひっぱる、物を投げつける、首を絞めるなどの身体的暴力  
無視する、脅す、怒鳴る、人格を否定する言動、大切なものを壊すなどの精神的暴力  
性行為を強要する、避妊に協力しない、ポルノを無理やり見せるなどの性的暴力  
生活費を渡さない、お金を取り上げるなどの経済的暴力  
実家や友人との付き合いを制限する、人間関係や行動を監視するなどの社会的暴力

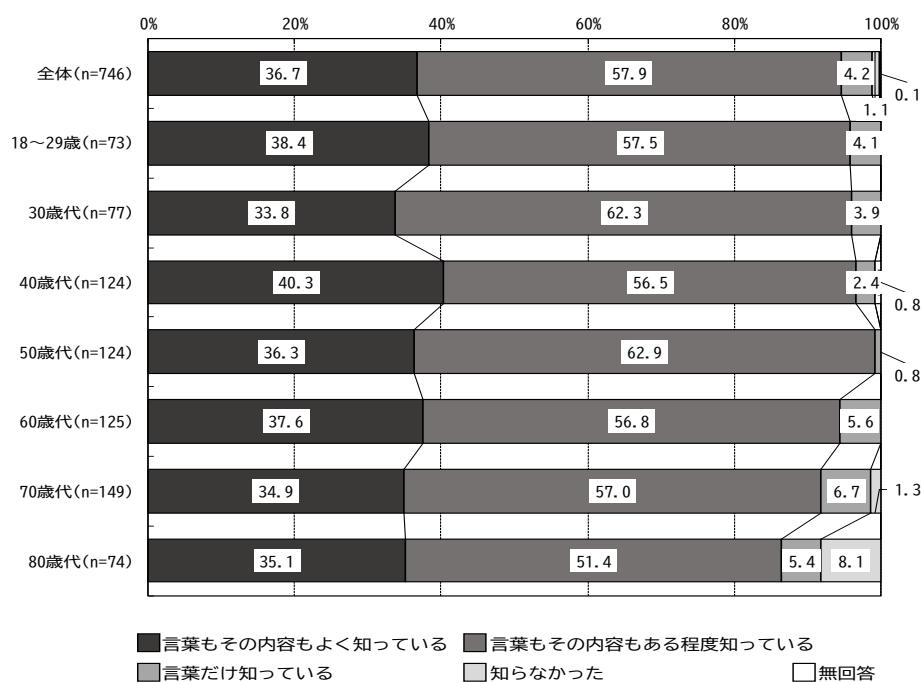
## (2) DV・デートDVに関する認知度、被害経験等について

### ① DV・デートDVに関する認知度について

令和4年度の市の調査では、DVについて「言葉もその内容もよく知っている」又は「言葉もその内容もある程度知っている」と回答した人の割合は、**全体で見ると90%を超えており**、平成26年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では66%、令和元年度に実施した同調査では82.2%であったことから、認知度は大きく上がっています。

デートDVについては、「言葉もその内容もよく知っている」又は「言葉もその内容もある程度知っている」と回答した人の割合は、全体で見ると42.9%であり、平成26年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では29%、令和元年度に実施した同調査では37.9%であったことから、認知度は上がっているものの、**DVと比較すると、その割合は半分以下**となっています。

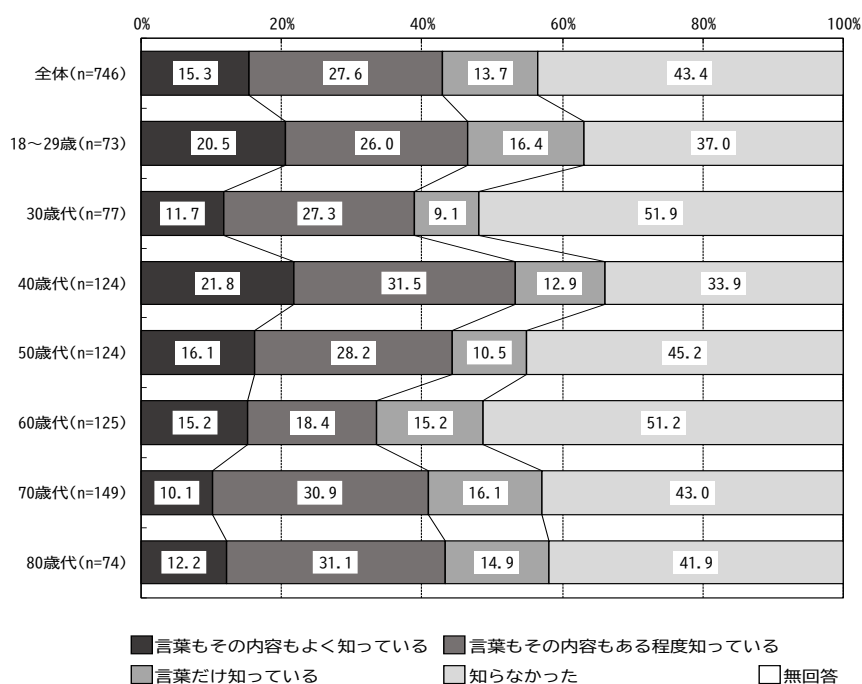
DVの認知度（年代別）



DVの認知度（比較）

平成26年度	令和元年度	令和4年度
66.0%	82.2%	94.6%

### デートDVの認知度（年代別）



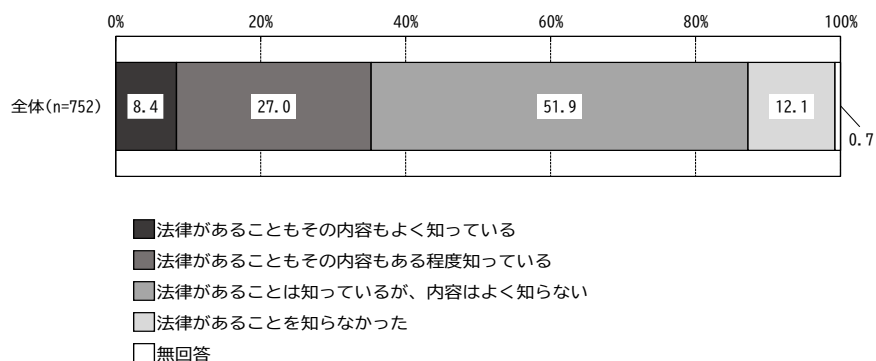
### デートDVの認知度（比較）

平成26年度	令和元年度	令和4年度
29.0%	37.9%	42.9%

## ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の認知度について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」について、「法律があることもその内容もよく知っている」又は「法律があることもその内容もある程度知っている」と回答した人の割合は全体でみると 35.4%、「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」と回答した人は 51.9%となっています。また、「法律があることを知らなかった」と 12.1%の人が回答しています。

### DV防止法の認知度



(参考) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和2年度)結果

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の認知度について

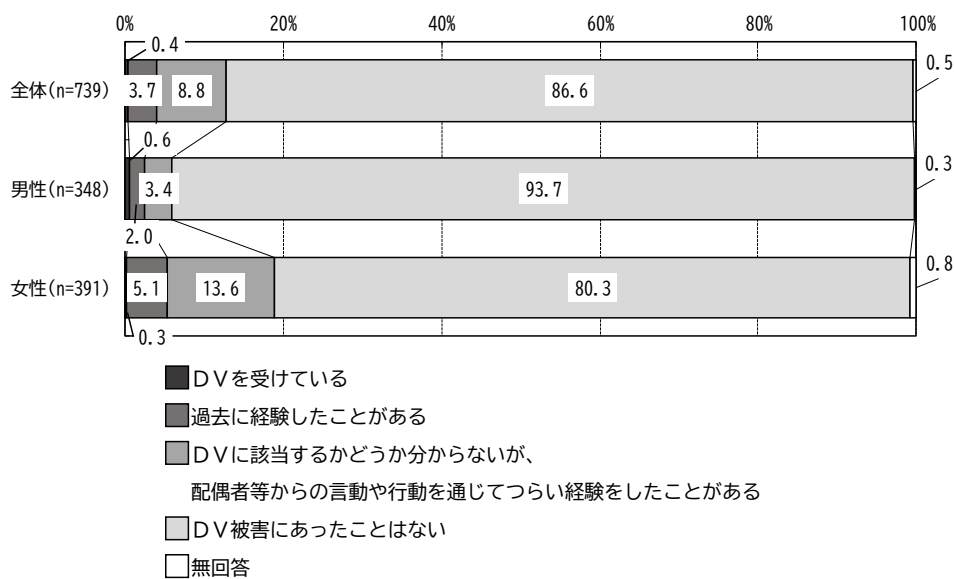
「法律があることも、その内容も知っている」・・・20%

「法律があることは知っているが内容はよく知らない」・・・67.7%

### ③ DVの被害経験について

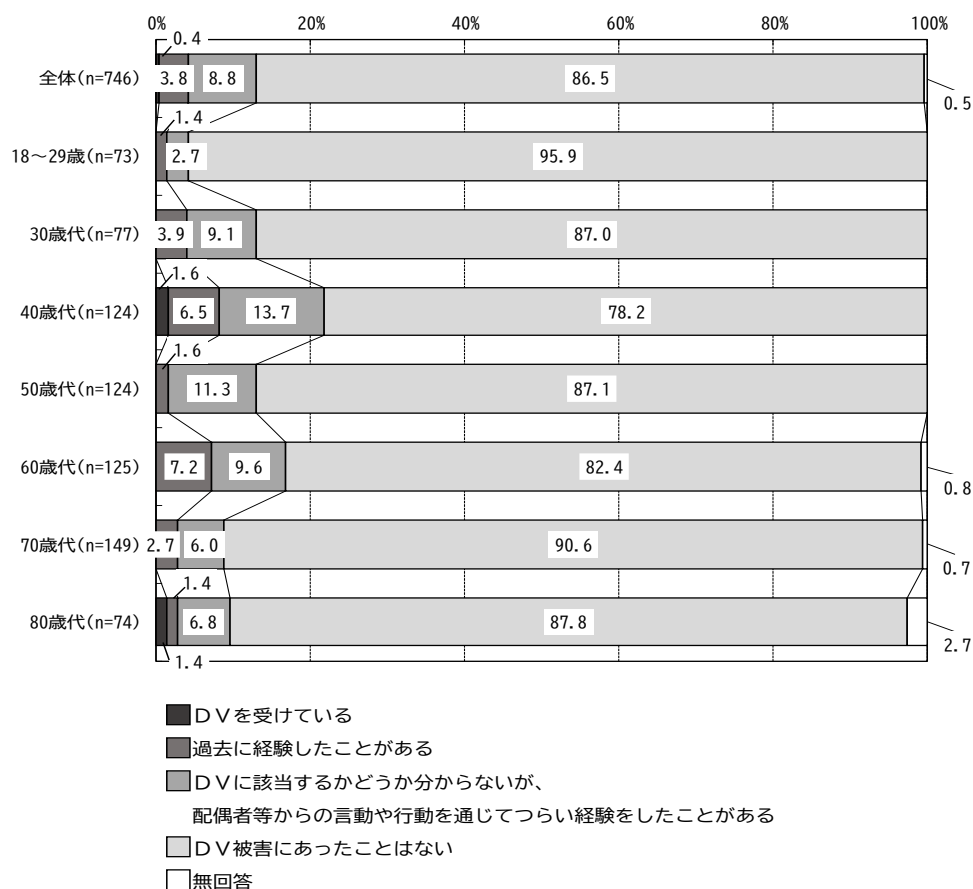
DV被害の経験について、経験したことがあると回答した人は約4%となっています。平成26年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では6.2%、令和元年度に実施した同調査では8.3%であったことから、割合としては微減していますが、DVの自覚はないものの、配偶者等からの言動や行動を通じてつらい経験をしたことがあると回答した人は女性で13.6%、男性で3.4%を占めています。年代別に見ると、女性、男性ともに40歳代から60歳代が高くなっています。

DV被害の経験 (性別)





## DV被害の経験（年代別）



DV被害の経験（比較）

平成26年度	令和元年度	令和4年度
6.2%	8.3%	4.1%

（参考）内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和2年度）結果

配偶者からの暴力の被害経験について

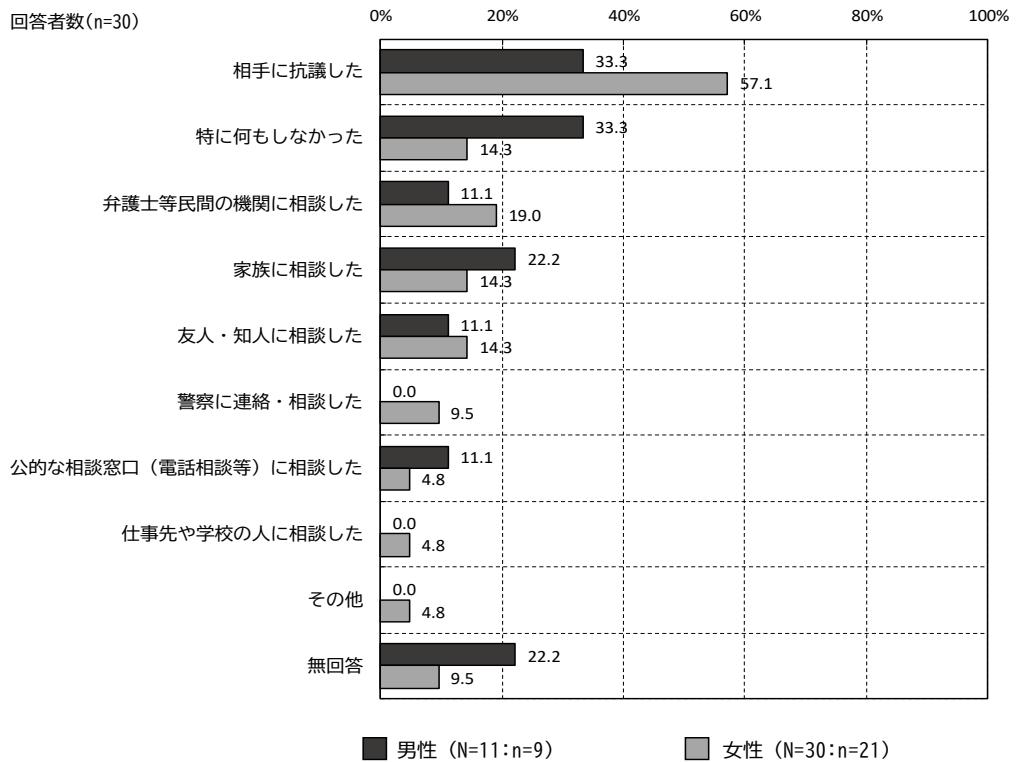
「何度もあった」・・・10.3%（女性）、4%（男性）

「1、2度あった」・・・15.6%（女性）、14.4%（男性）

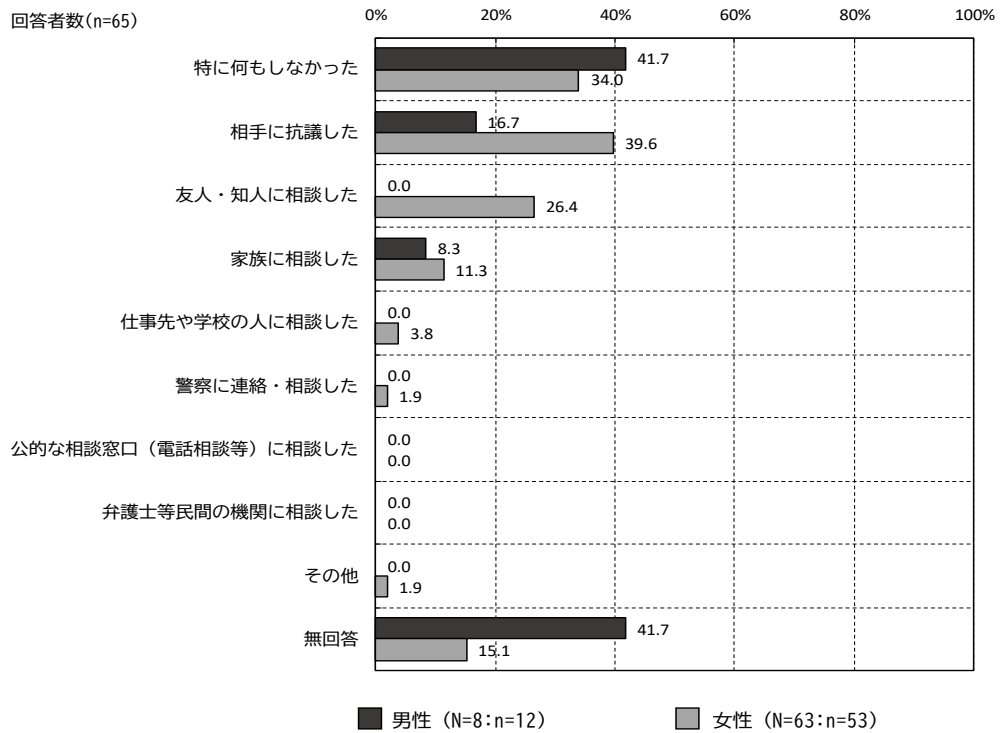
### ④ DV被害にあった時の対応について

DVを自覚している人、自覚はないがつらい経験をしている人ともに「相手に抗議した」と回答した人の割合が高いものの、一方でDVを自覚している人の中で「特に何もしなかった」と回答した人の割合は、男性で33.3%、女性で14.3%となっており、DVを自覚していないが、つらい経験をしている人の中で「特に何もしなかった」と回答した人の割合は、男性で41.7%、女性で34.0%を占めています。

### DV被害への対応（DVを自覚している人）



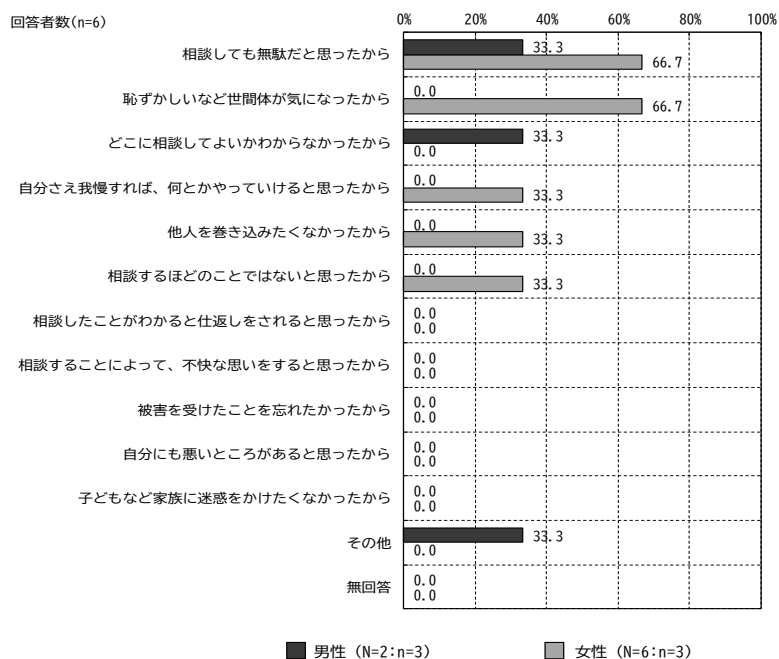
### DV被害への対応（DVの自覚はないが、つらい経験をしている人）



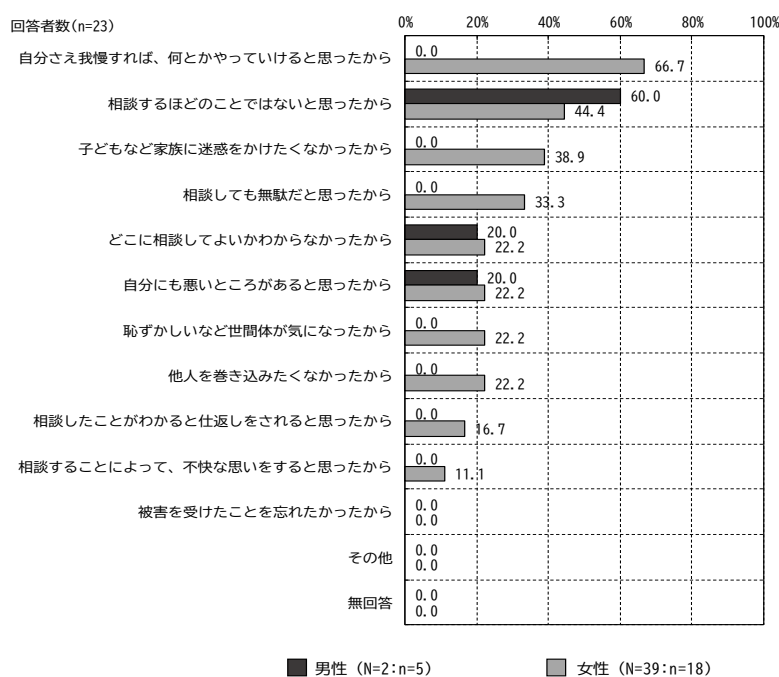
### ⑤ DV被害に対して特に何もしなかった理由について

DV被害にあった時の対応について、「特に何もしなかった」理由については、「相談しても無駄だと思ったから」、「恥ずかしいなど世間体が気になったから」、「自分さえ我慢すれば何とかやっていけると思ったから」と回答した人の割合が高くなっています。

DV被害に対して特に何もしなかった理由（DVを自覚している人）



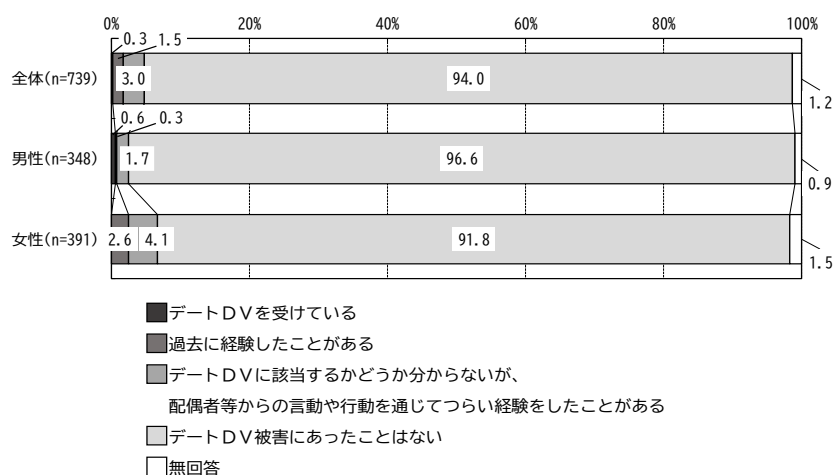
DV被害に対して特に何もしなかった理由（DVの自覚はないが、つらい経験をしている人）



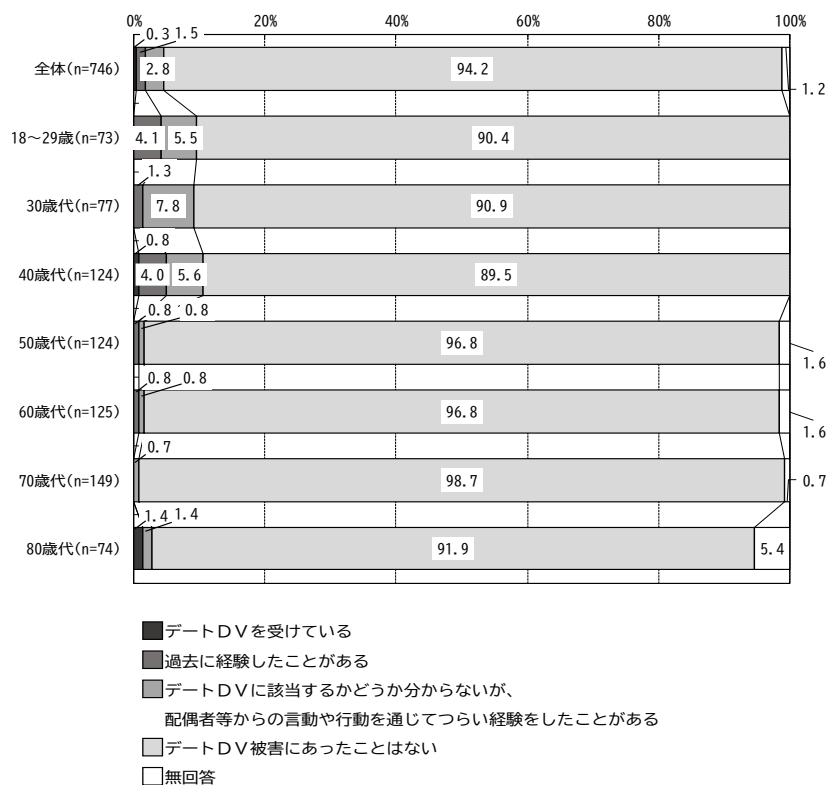
## ⑥ デートDVの被害経験について

デートDV被害の経験について、デートDVを経験したことがあると回答した人は約1.8%となっています。また、デートDVの自覚はないものの、相手からの言動や行動を通じてつらい経験をしたことがあると回答した人は女性で4.1%、男性で1.7%を占めており、被害経験について年代別に見ると、女性、男性ともにDVと比較して若年層が高くなっています。

デートDV被害の経験（性別）



デートDV被害の経験（年代別）



(参考) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和2年度) 結果

交際相手からの暴力の被害経験の有無について

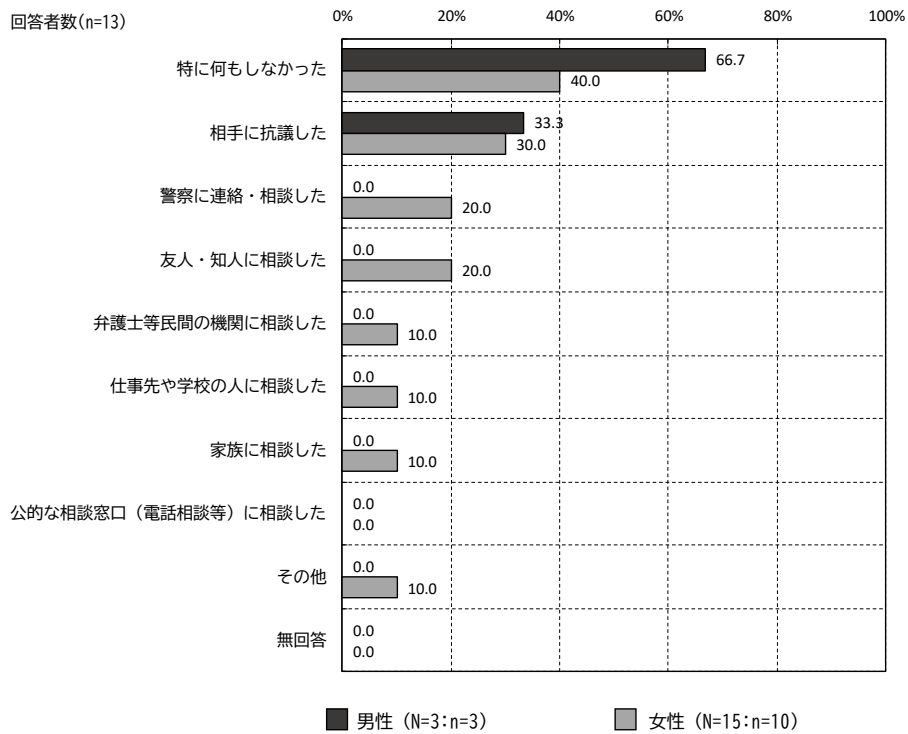
(交際相手がいた(いる)という人のみ回答 ※ただし同棲経験を問わない。)

「あった」・・・ 16.7% (女性)、8.1% (男性)

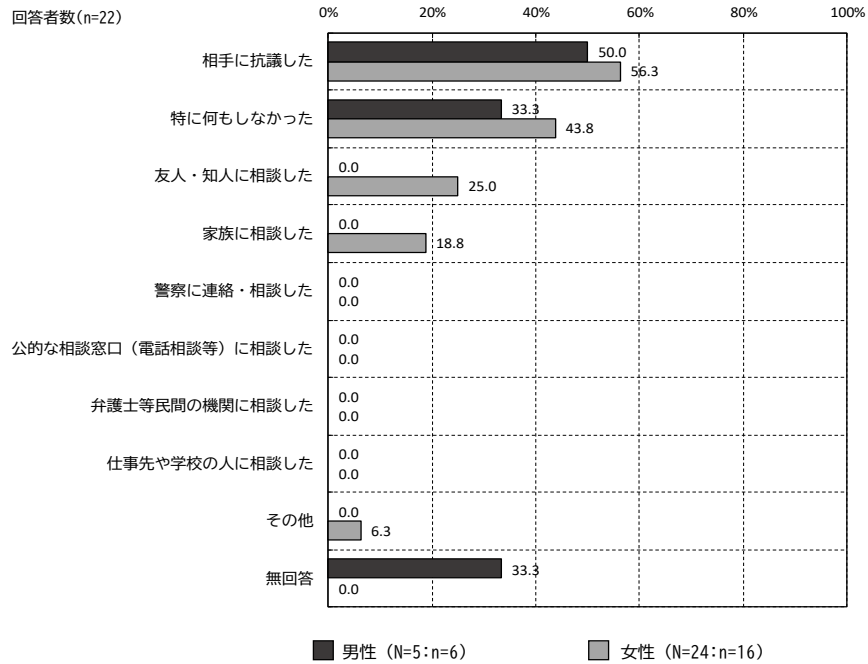
### ⑦ デートDV被害にあった時の対応について

デートDVを自覚している人、自覚はないが辛い経験をしている人ともにDVと同じく、「相手に抗議した」と回答した人の割合が高くなっていますが、一方で「特に何もしなかった」と回答した人の割合も高くなっています。

デートDV被害への対応 (デートDVを自覚している人)



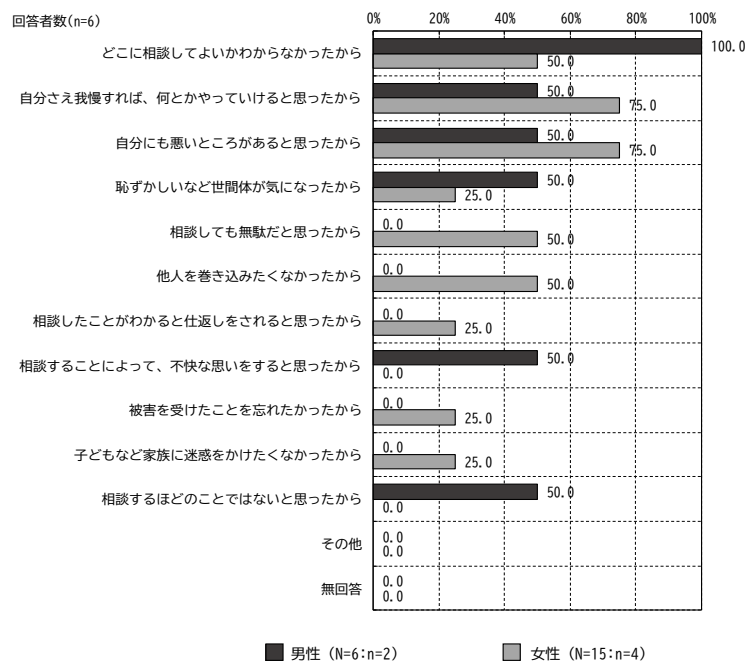
デートDV被害への対応（デートDVの自覚はないが、つらい経験をしている人）



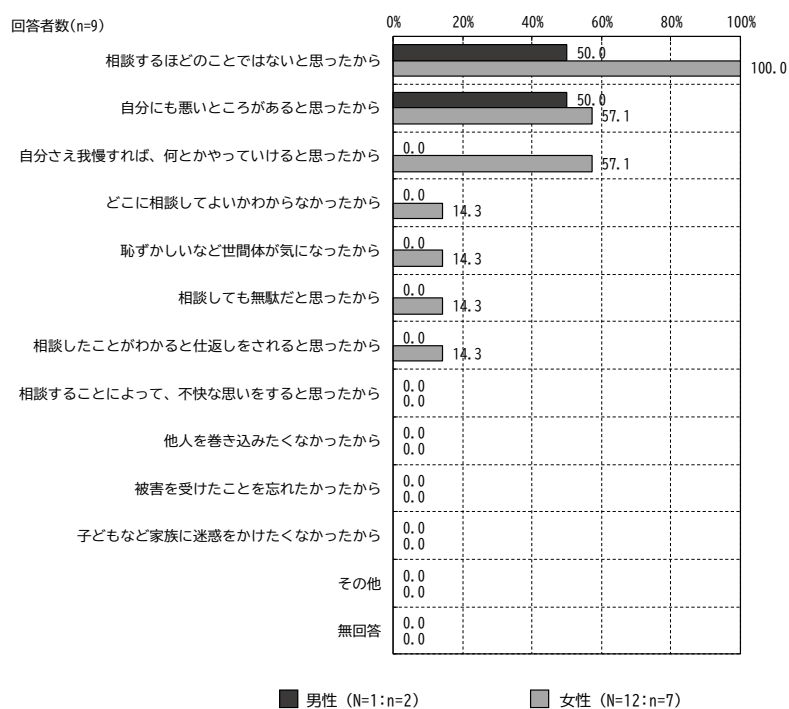
⑧ デートDV被害に対して特に何もしなかった理由について

デートDV被害にあった時の対応について、「特に何もしなかった」理由については、「どこに相談してよいかわからなかったから」、「自分にも悪いところがあると思ったから」、「相談するほどのことではないと思ったから」などが比較的高い割合となっています。

デートDV被害に対して特に何もしなかった理由（デートDVを自覚している人）



デートDV被害に対して特に何もしなかった理由  
 (デートDVの自覚はないが、つらい経験をしている人)



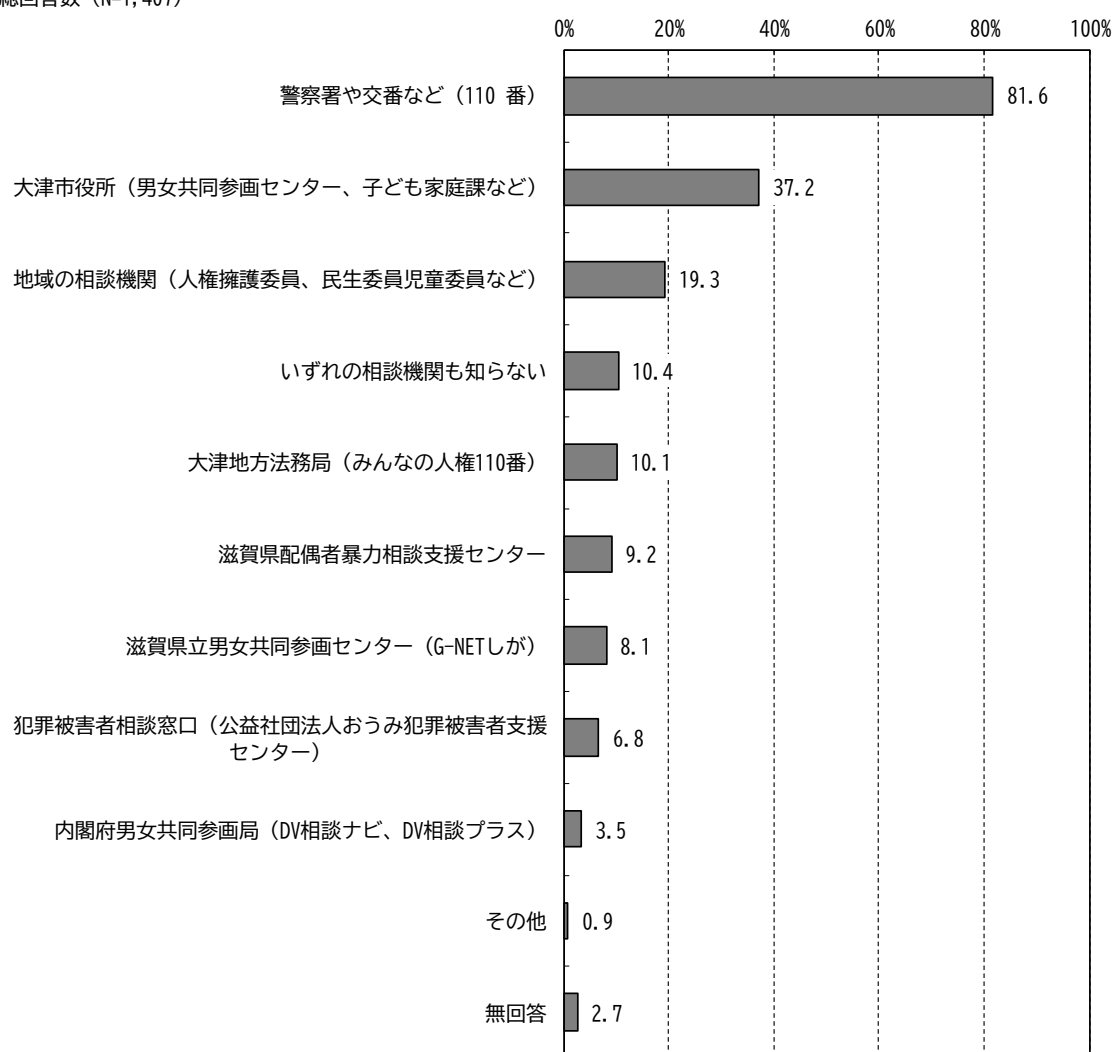
### ⑨ 相談機関の認知度について

相談機関の認知度について、「警察署や交番など（110番）」が最も高く、81.6%となっています。次いで、「大津市役所（男女共同参画センター、子ども家庭課など）」で37.2%となっています。また、「滋賀県配偶者暴力相談支援センター<sup>5</sup>」の認知度は9.2%、「滋賀県立男女共同参画センター（G-NETしが）」は8.1%となっています。

一方で、「いずれの相談機関も知らない」と回答した人は10.4%となっています。

相談機関の認知度

回答者数 (n=752)  
総回答数 (N=1,407)



<sup>5</sup> 【配偶者暴力相談支援センター】

DV防止法第3条により、相談、医学的・心理的指導、情報提供、関係機関との連絡調整等を行う機関です。

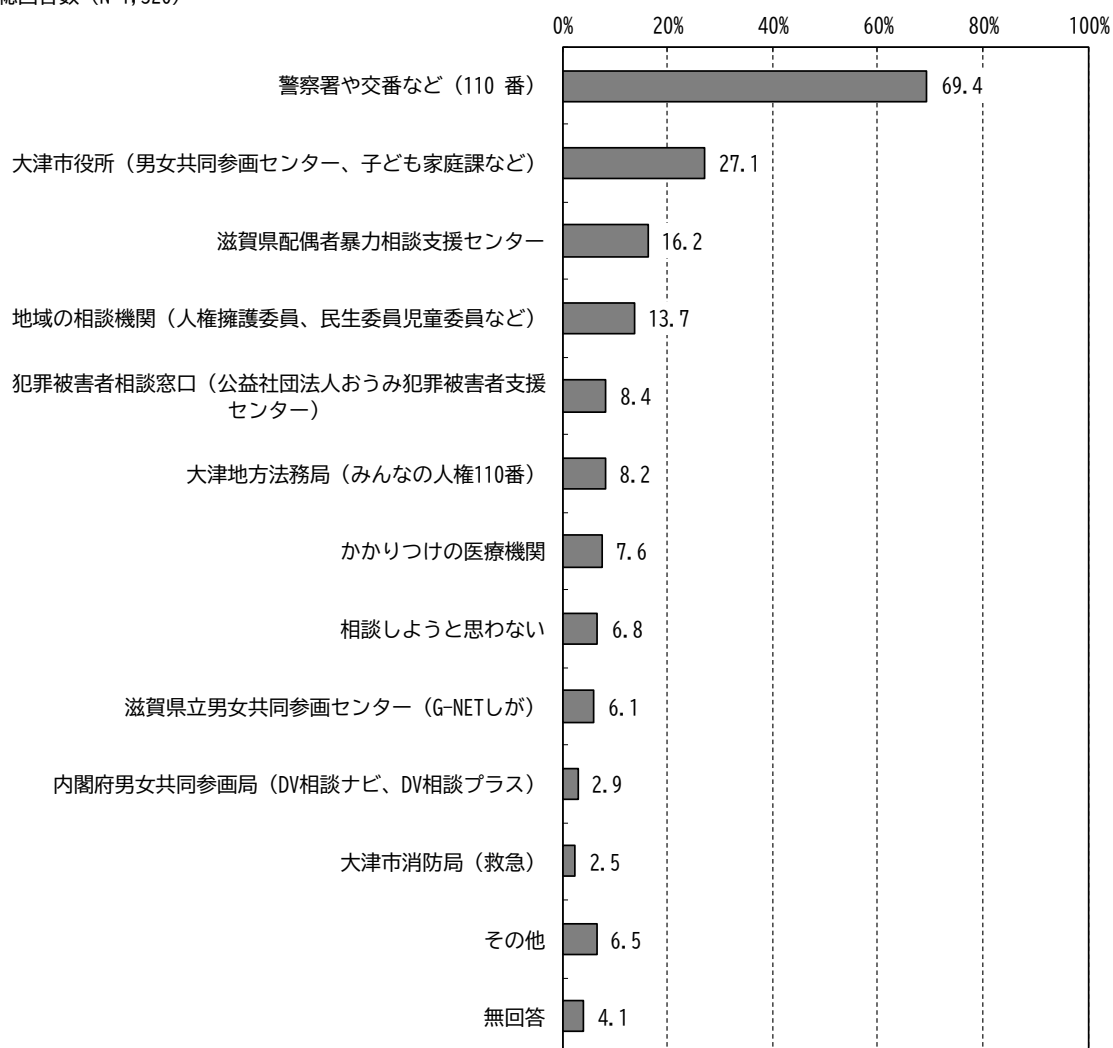


## ⑩ 被害にあった時の相談先について

DVやデートDVの被害にあった際、どこに相談しようと思うか尋ねたところ、「警察署や交番など（110番）」が最も高く、69.4%となっており、次いで、「大津市役所（男女共同参画センター、子ども家庭課など）」が27.1%となっています。一方で、「相談しようと思わない」と回答した人は6.8%となっています。

DV、デートDV被害の相談相手

回答者数 (n=752)  
総回答数 (N=1,320)



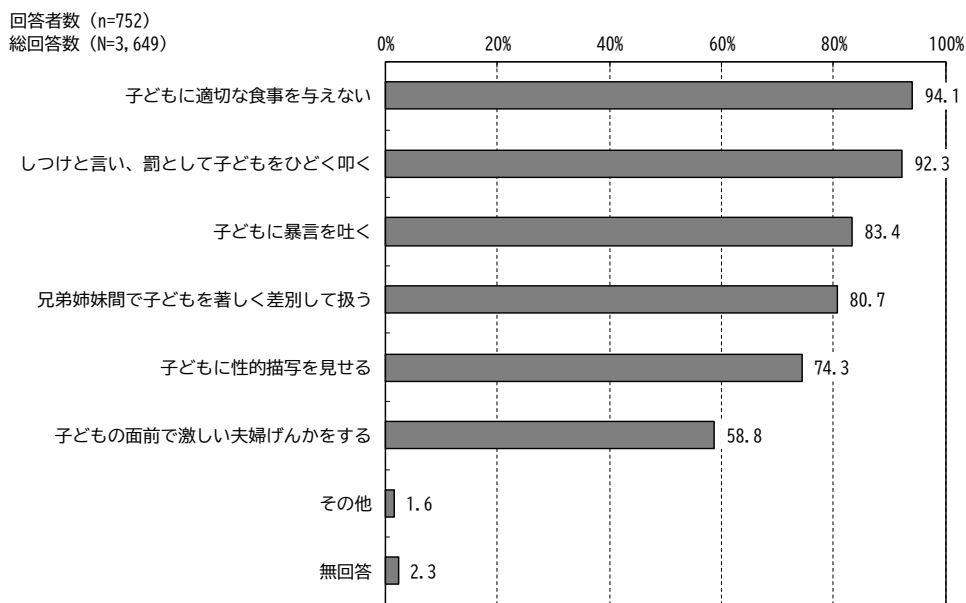
### (3) 児童虐待との関連性や家庭内に生じる影響について

#### ① 児童虐待に関する理解について

児童虐待<sup>6</sup>であると感じる行為について尋ねたところ、「子どもに適切な食事を与えない」、「しつけと言いつつ、罰として子どもをひどく叩く」といった、ネグレクト（育児放棄）や身体的虐待に関する選択肢を選んだ人の割合は90%を超えています。

一方で「子どもの前で激しい夫婦げんかをする」といった心理的虐待に関する回答をした人は58.8%であり、比較的低い結果となっています。

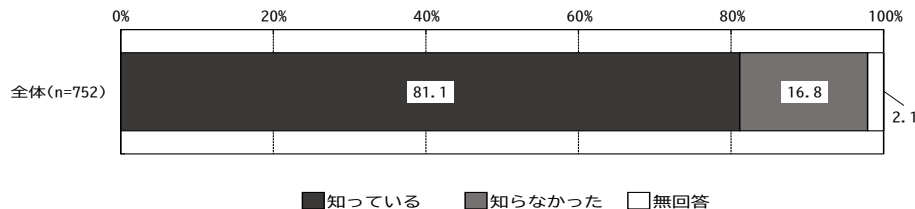
児童虐待の理解について



#### ② 心理的虐待について

子どもの前でDVを行うことは心理的虐待にあたることについて尋ねたところ、「知っている」と回答した人は81.1%となっています。

心理的虐待について



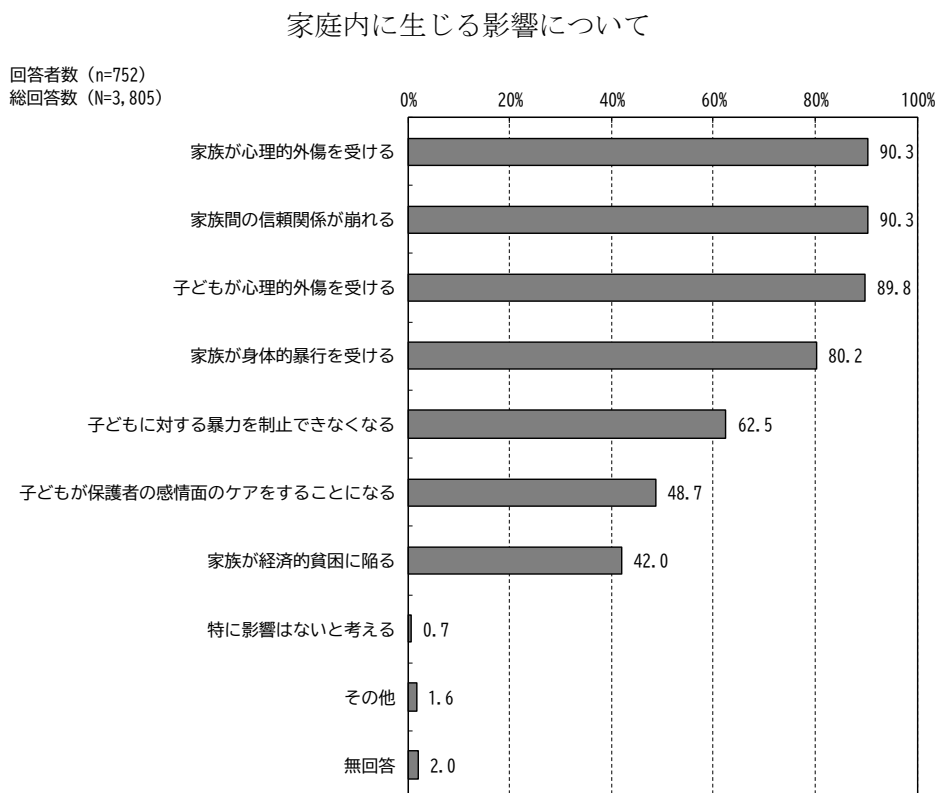
<sup>6</sup> 【児童虐待】

保護者（親権を行う人、未成年後見人その他の人で、子どもを現に監護する人をいいます。）がその監護する18歳未満の子どもに対して行う身体的暴行、性的暴行、著しい心的外傷を与える言動及び保護者としての監護を著しく怠る行為等をいいます。

### ③ DVによって生じる家庭内への影響について

「家族が心理的外傷を受ける」、「家族間の信頼関係が崩れる」、「子どもが心理的外傷を受ける」といった心理面への影響に関する回答が約90%となっています。

一方で子どもに対する暴力や子どもがケアを担うことに関する回答は比較的低くなっています。

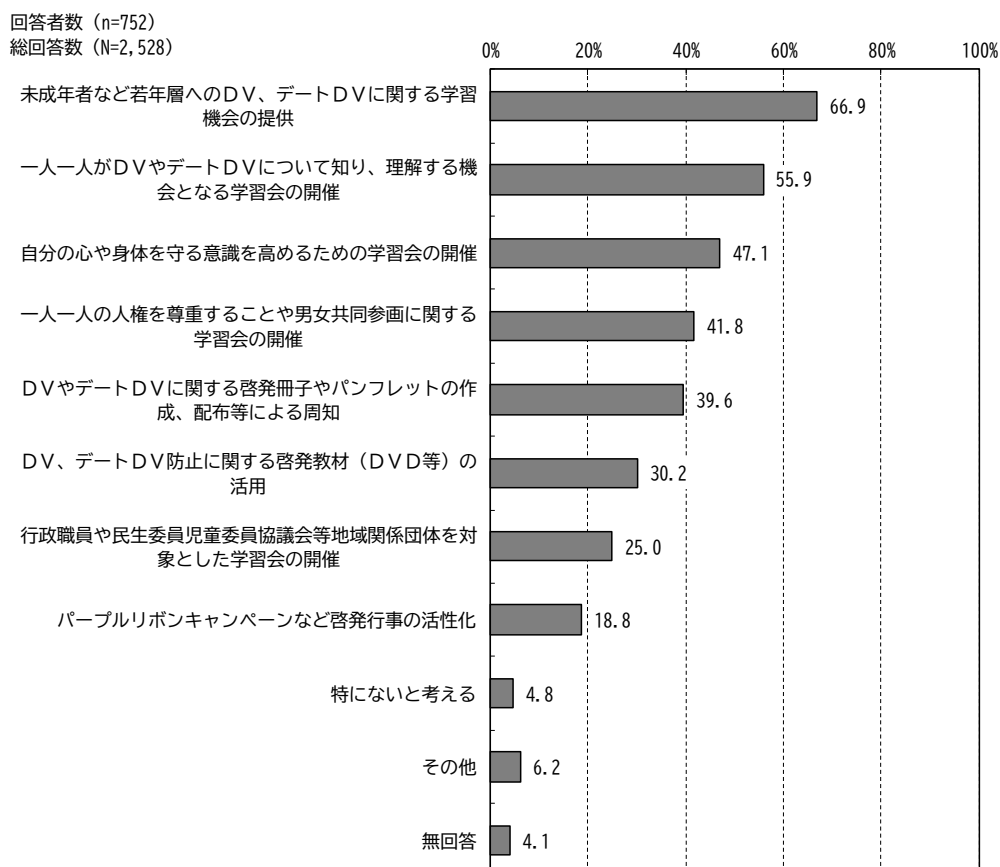


#### (4) DVやデートDVに対する取組について

##### ① DV、デートDVを生み出さない（未然防止）に対する有効な取組について

DVやデートDVに関する学習機会の提供に関する回答が多く、取り分け若年層を対象とした取組が必要と回答した人の割合が66.9%と最も高くなっています。

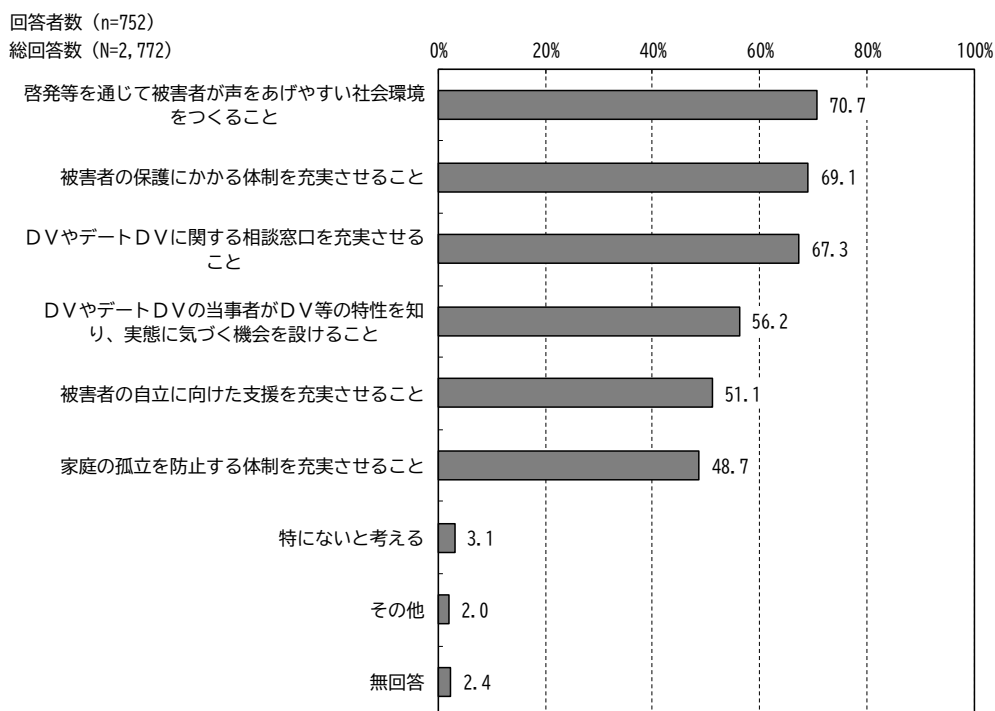
DV、デートDVの防止に対する有効な取組



## ② DV、デートDV被害者への支援に対する有効な取組について

「啓発等を通じて被害者が声をあげやすい社会環境をつくること」が最も高く70.7%、となっており、次いで、「被害者の保護にかかる体制を充実させること」が69.1%となっています。

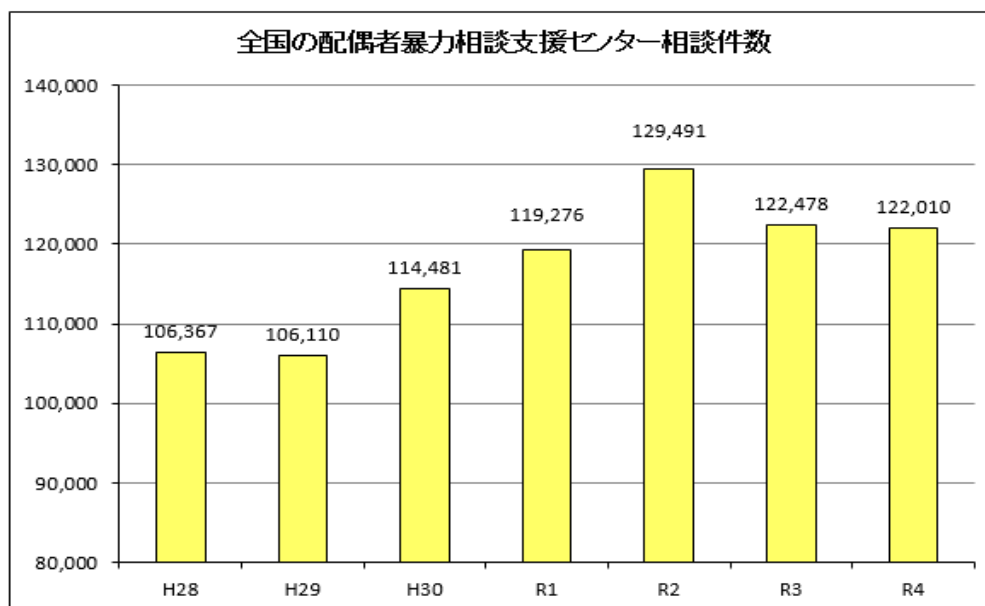
DV、デートDVの支援に対する有効な取組



## (5) DVに関する相談等の状況について

### ① 全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移

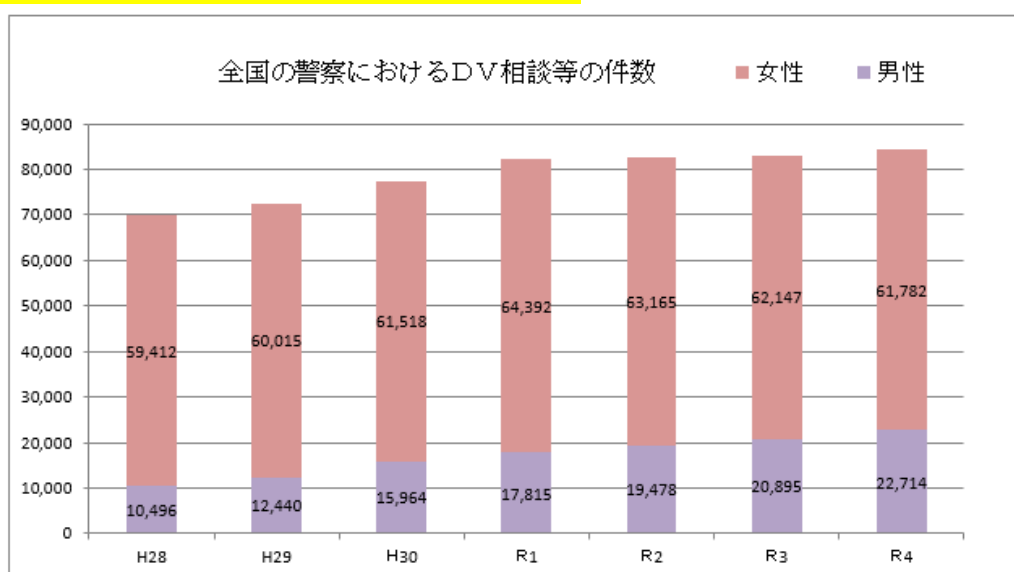
令和5年版男女共同参画白書によると、全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、令和2年度に過去最高となり、高水準で推移しています。



(内閣府 令和5年版男女共同参画白書より)

### ② 全国の警察署における相談件数の推移

全国の警察における相談等の件数は、年々増加傾向にあり、令和4年は全体で84,496件となっており、DV防止法施行後最多となっています。また、男性からの相談件数が増加しており、毎年過去最多を更新しています。

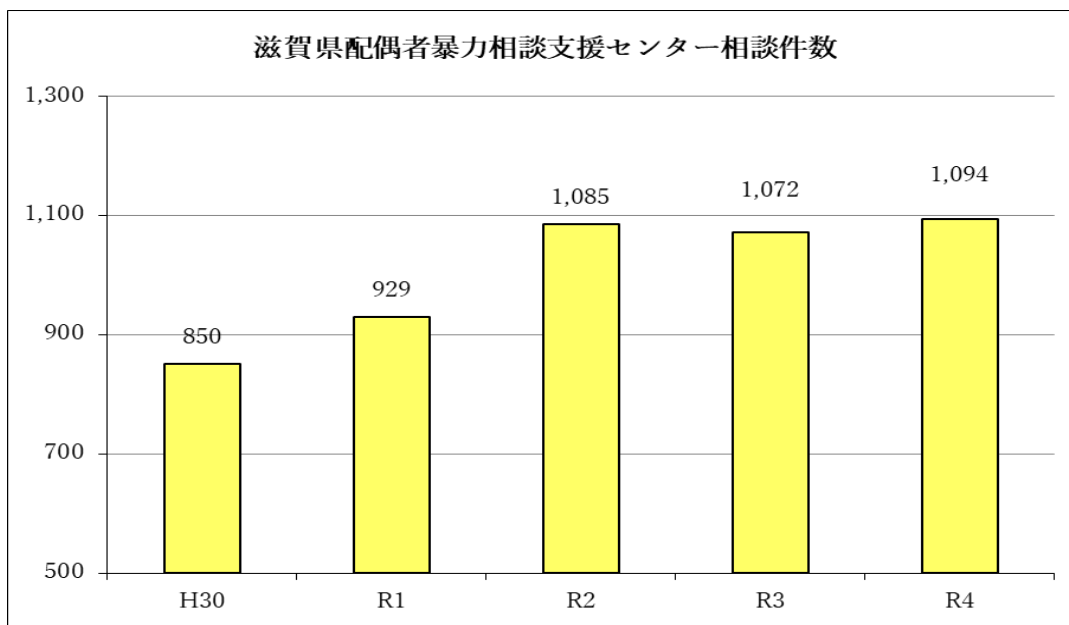


(警察庁 令和4年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等への対応状況より)

### ③ 滋賀県の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移

県では平成14年から県内3か所に配偶者暴力相談支援センターを設置し、DVに関する相談を行っています。

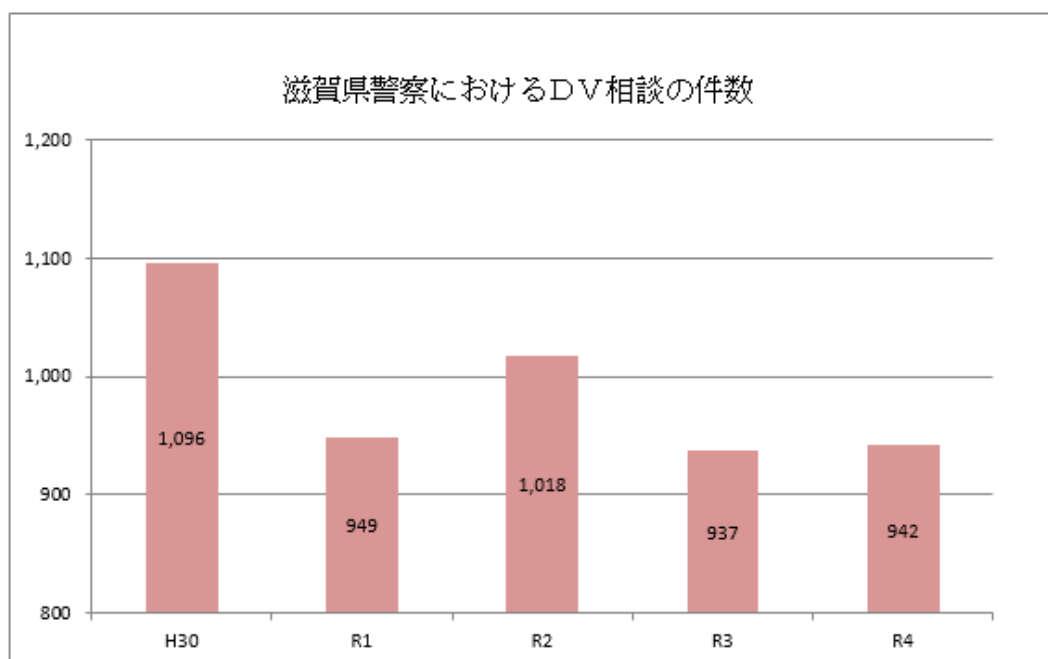
滋賀県配偶者暴力相談支援センターの相談件数は、令和4年は1,094件で、過去最多となっています。概ね女性が97%~98%、男性が2%~3%の割合で推移しています。



(滋賀県子ども・青少年局調査より)

### ④ 滋賀県の警察署における相談件数の推移

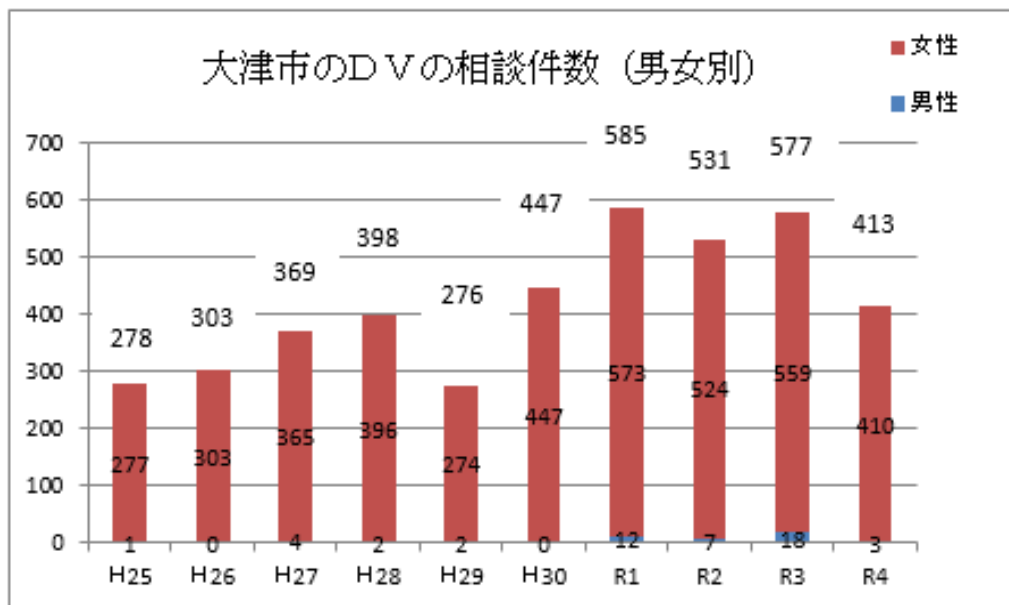
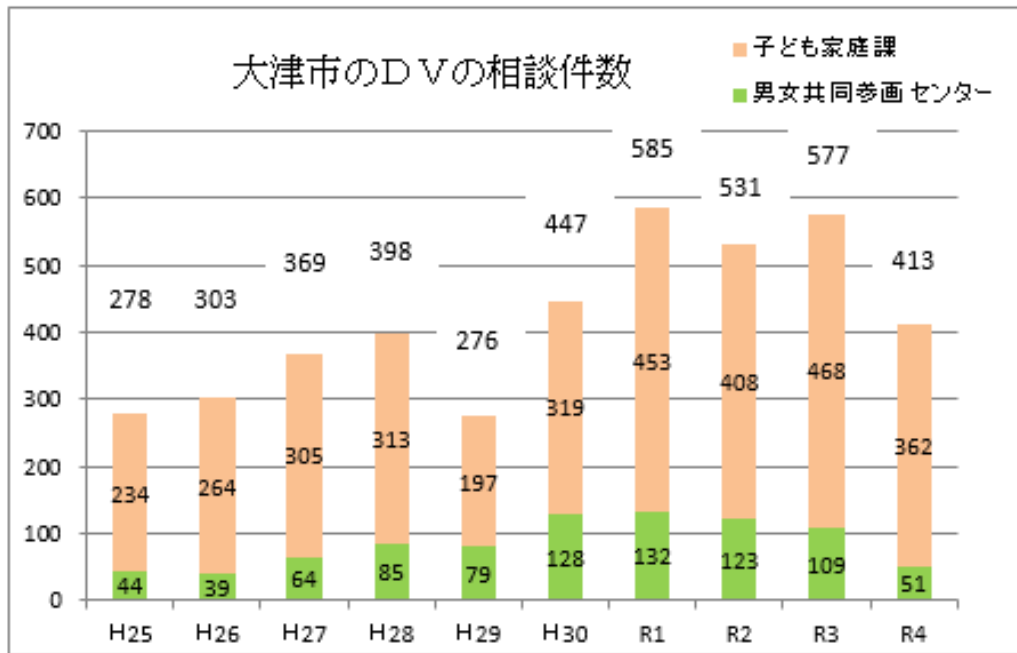
県内の警察署における相談件数は概ね横ばいで推移しています。



(滋賀県警察調査より)

### ⑤ 大津市のDV相談件数の推移

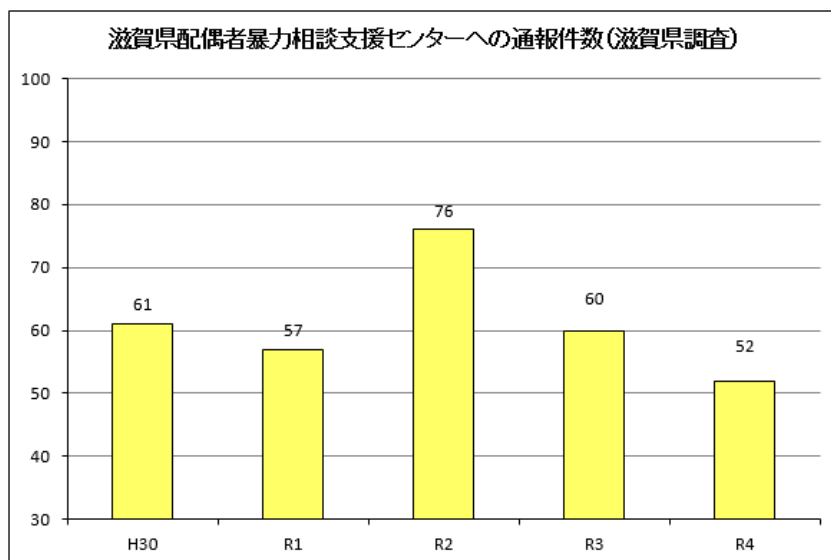
本市では、子ども家庭課及び男女共同参画センターにDVに関する相談窓口があり、電話相談や面接相談を行っています。市の相談件数についても、令和4年度は減少したものの、ここ数年の傾向を見ると増加傾向にあります。





## ⑥ 滋賀県の配偶者暴力相談支援センターへの通報件数の推移

DV防止法第6条第1項では、「配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。」としています。件数は概ね50件から70件で推移しています。

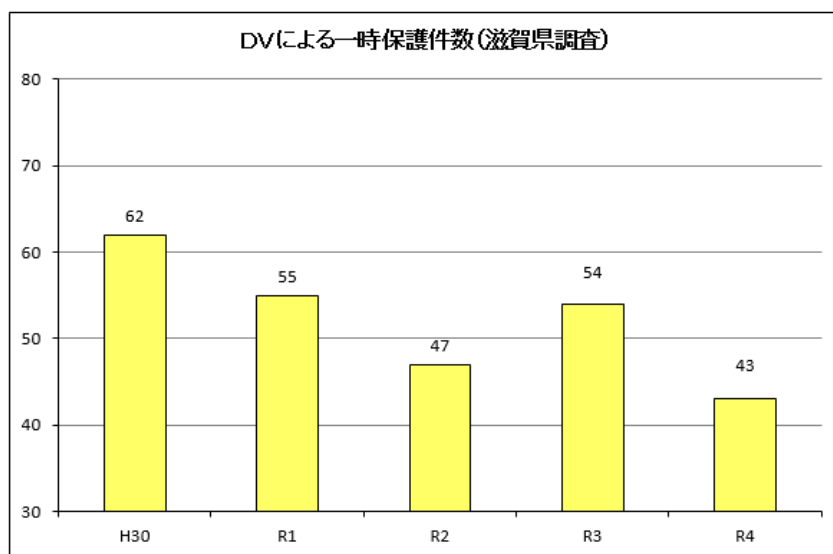


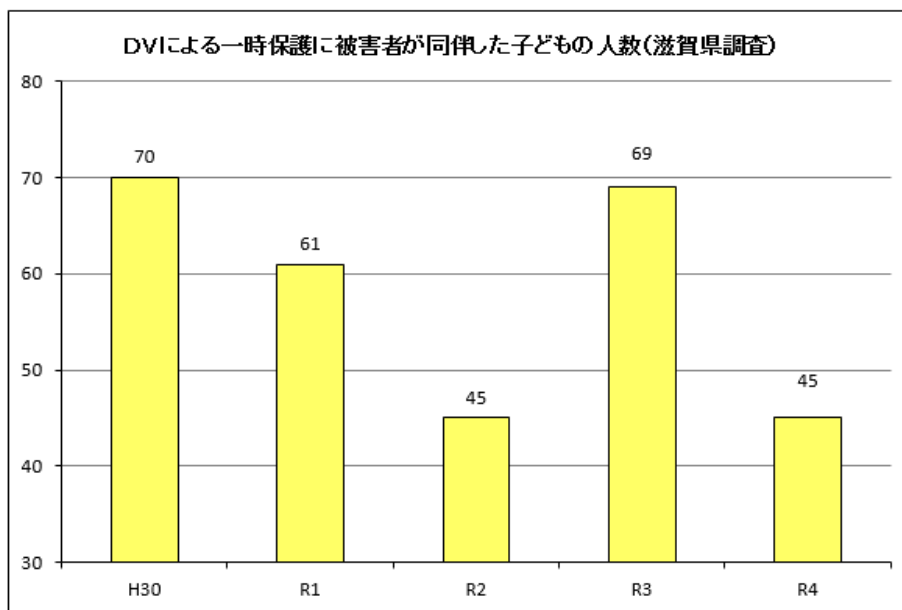
## ⑦ DVによる一時保護の件数の推移

滋賀県では、一時保護所及び一時保護委託施設により、被害者を保護する体制をとり、被害者の安全確保を図っています。また、一時保護中の支援として、精神面の支援、保護命令や離婚調停等に関する法的支援、住宅の確保等自立のための支援を行っています。

※一時保護所：保護・援助を要する女性を概ね2週間を限度として一時的に保護する施設

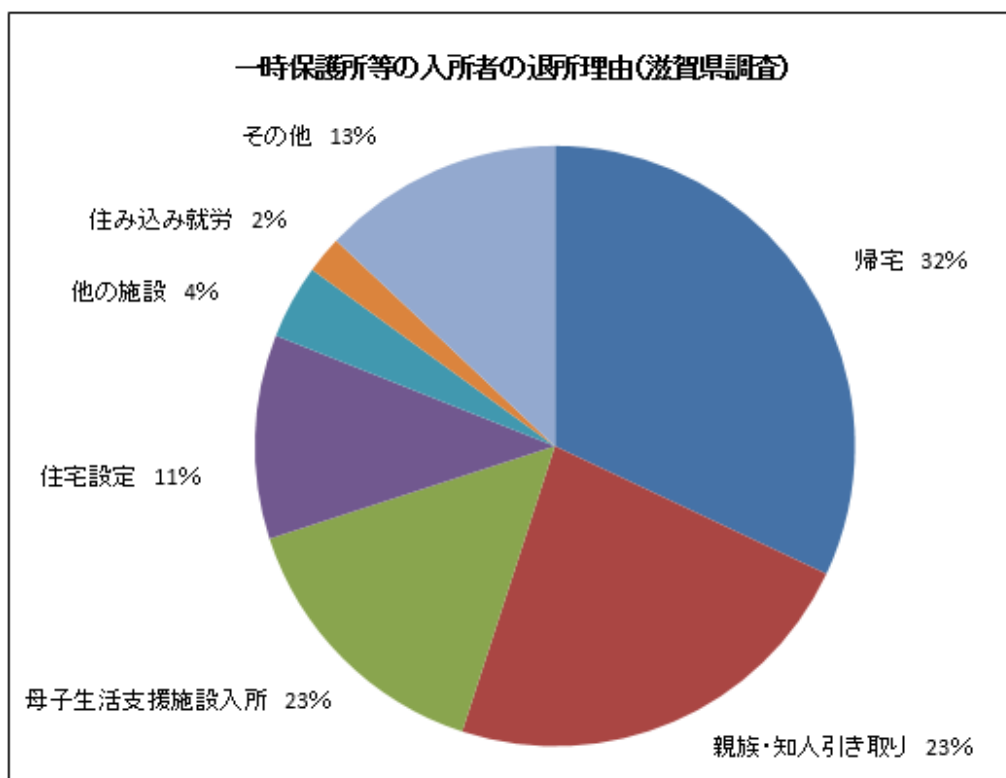
※一時保護委託施設：厚生労働省が一定の基準を満たす施設で、DV被害者を対象に一時保護ができる施設として認め、滋賀県が一時保護業務を委託している施設





⑧ 一時保護所等の入所者の退所理由 (令和2年度滋賀県調査)

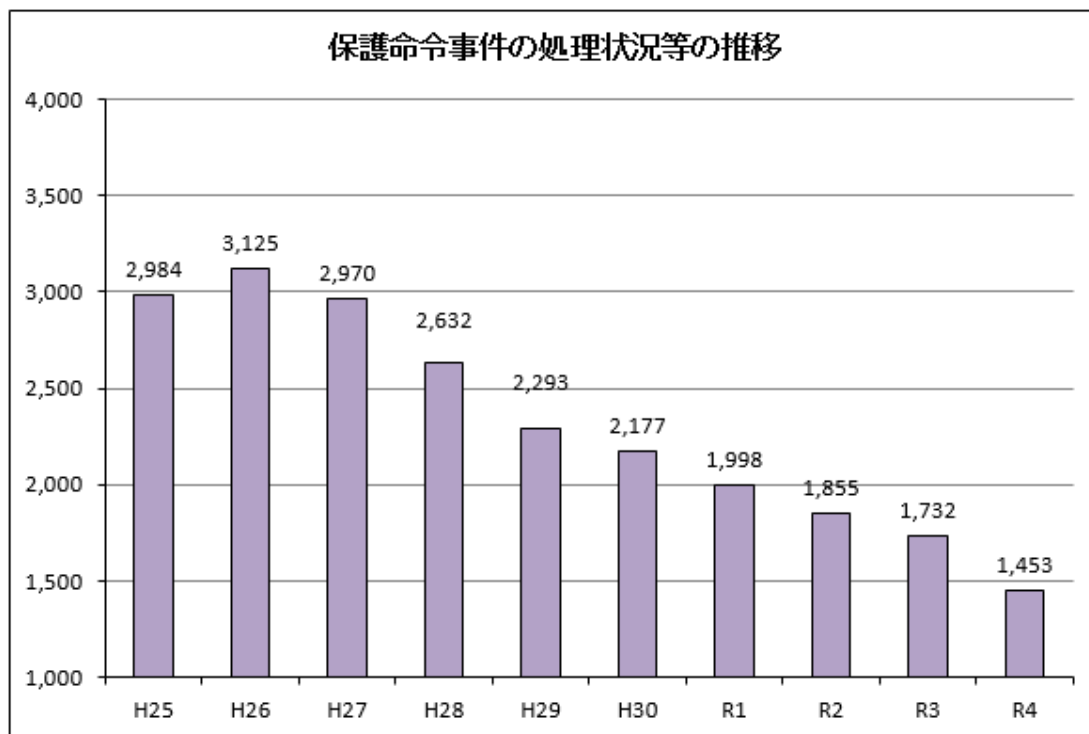
一時保護所等の入所者の退所理由については、帰宅や親族等による引き取りが半数以上を占めています。



### ⑨ 保護命令事件の処理状況

平成 25 年以降は、26 年をピークに保護命令事件の処理件数は減少傾向にあります。

※処理件数については、認容（保護命令発令）、却下、取下げ等の合計件数となります。



(内閣府 令和 5 年版男女共同参画白書より)

## (6) DV・デートDVに関する課題について

### ① 市民意識調査から考えられる課題

#### (ア) DV・デートDVに対する認知度

DVの認知度は90%を超えています。令和元年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査結果が82.2%であったことから、ここ数年で認知度がさらに上がっていると考えられます。一方、デートDVの認知度は50%を下回っています。市民一人一人が、DVやデートDVが犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを認識するために、引き続き様々な機会を通じて周知、啓発を行う必要があります。

#### (イ) DV・デートDVの被害について

DV等の被害実態について、「DVを受けている」、「過去に経験したことがある」と回答した人の割合は男女合わせて4.1%でした。

また、「DVに該当するかどうか分からないが配偶者等からの言動や行動を通じてつらい経験をしたことがある」と回答した方が女性で13.6%、男性で3.4%を占めています。デートDVについては、DVほど割合は高くないものの、相手からの言動や行動を通じてつらい経験をしている人がいること、また、DVと比較して若年層に多いことが分かっています。DVやデートDVに気づいていない潜在的な被害者や若年層にも届く周知啓発が必要であると考えられます。

#### (ウ) DV・デートDV被害に遭ったときの対応について

DV被害、デートDV被害ともに相手に抗議した人の割合が高かった一方で、特に何もしなかった人もいます。その理由として、「自分さえ我慢すれば何とかやっているとと思ったから」、「相談しても無駄だと思ったから」、「世間体が気になったから」、「どこに相談してよいかわからなかったから」と回答した人の割合が高く、つらい思いを抱え込んで我慢している被害者がいます。DV被害において、男性では特に何もしなかった人の割合が最も高く、その理由として、「相談しても無駄だと思ったから」、「どこに相談してよいかわからなかったから」と回答した人の割合が同率であり、相談支援窓口のより一層の周知が必要と考えられます。

DVは、家庭の中の閉鎖的關係において行われる暴力であり、外部から被害が発見されにくく、潜在化、深刻化しやすい傾向があります。被害意識がない潜在的な被害者、つらい状況を我慢して一人で抱え込んでいる方、子どものことなど様々な要因により相談することや支援を受けることを躊躇っている方など様々な境遇にある人に届く啓発、また、被害者が声をあげやすい社会環境づくりにつながる啓発がより一層必要となります。

## (エ) 相談機関の認知度

令和4年度市民意識調査ではDVやデートDVを受けた時の相談先として、「警察や交番など（110番）」、「大津市役所（男女共同参画センター、子ども家庭課）」の認知度が高くなっていますが、一方で「いずれの相談機関も知らない」と回答した人の割合が約10%であったことから、関係機関と連携し、今後も相談支援窓口の周知を行う必要があります。

## (オ) 児童虐待との関連性

令和4年度市民意識調査の中で、児童虐待と感じるものについて、子どもに適切な食事を与えないといった育児放棄や身体的暴力について回答した人は90%を超えている一方、「子どもの前で激しい夫婦げんかをする」と回答した人の割合は58.8%でした。子どもが同居する家庭において、子どもが見ている前で行われる配偶者に対する暴力は、面前DVと呼ばれており、子どもへの心理的虐待にあたります。また、DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を制止できなくなる場合があります。こういったことから、DVが家庭内に及ぼす影響についても啓発を進める必要があると考えられます。

## (カ) 加害者等に対する取組について

DVが行われている状況下では、加害者が自らの言動についてDVであることに気付いていない場合やDVであると気付きながら暴力で相手を支配する方法を取っている場合など、様々な状況が考えられます。DVやデートDVを防止するためには、どういった行為がDVやデートDVに当たるのか理解することや、DVやデートDVが相手に与える影響などについて、加害者、被害者を含め、市民の理解が進むよう周知啓発を行うことが必要です。

## ② 相談や一時保護等の課題

### (ア) 相談件数の増加

全国の配偶者暴力相談支援センターのDVの相談件数は、平成28年度は106,367件でしたが、令和2年度に過去最多となり、高水準で推移しています。

また、全国の警察におけるDV相談等の件数も年々増加傾向にあり、令和4年は全体で84,496件となっており、DV防止法施行後最多となっています。また、男性からの相談件数の増加が顕著であり、毎年過去最多を更新しています。DVの被害者の多くは女性であり、DV防止法においても女性に対する暴力に十分配慮したものになっていますが、DVは身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力、経済的な暴力なども含まれること、家族の形態も多様化していることなどから、男性の被害者をはじめ、様々な人の相談に対して対応していく必要があると考えられます。

滋賀県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数についても、令和4年は1,094件

で過去最多となっています。本市においても、令和元年度には500件を超えており全体的に増加傾向にあります。相談件数が増加する中、被害者一人一人に対して寄り添い、相談支援、安全確保、自立支援に向けて適切に対応していく必要があります。

#### (イ) 早期発見、通報、緊急対応等

DV防止法では、配偶者等から身体に対する暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めることとなっています。

滋賀県配偶者暴力相談支援センターへの通報件数は平成30年度以降、50件から70件で推移しています。潜在化している被害者を発見し適切な対応をしていくためにも、今後も継続してDV防止法に定める通報について周知する必要があります。

また、DV被害者が受ける様々な心理的影響から、被害者自らが相談等支援を求めることが困難な場合もあることを踏まえ、周りの人が通報や相談機関の情報提供等を通じて被害者をサポートできる環境づくりにつながる周知啓発も重要です。

#### (ウ) 被害者の一時保護について

本市においても、緊急に保護が必要な被害者について、関係機関と連携をとり、安全確保を図っています。

緊急性の高い被害者からの相談に対して、迅速に保護施設への入所依頼を行う等、被害者の安全確保に努める必要があります。

また、DV被害者の一時保護においては、被害者が子どもを同伴する場合があります。DV被害者の支援と併せて、同伴する子どもへの就学支援等についても、関係機関と連携して対応することが必要です。

#### (エ) 保護命令制度について

保護命令事件の処理件数は減少傾向にあります。一方で、全国のDVに関する相談内容のうち半数以上が精神的DVを占めていること<sup>7</sup>等を踏まえ、令和6年4月より改正DV防止法が施行されます。

身体的な暴力や生命又は身体に対する加害の告知による脅迫を受けた人は、裁判所に対し保護命令の申立ができますが、今回の法改正により、自由、名誉又は財産に対する加害の告知による脅迫を受けた人も申立ができる対象に追加されます。

また、保護命令違反に対する厳罰化もなされることから、被害者の安全確保につなげるため、今後も制度の周知啓発が必要と考えられます。

<sup>7</sup> 【精神的DVの割合】

内閣府「令和5年版男女共同参画白書」より、「DV相談+（プラス）」における配偶者からの暴力に係る相談内容のうち63.6%が精神的DVを占めています。

### ③ 大津市の取組状況と課題

#### (ア) DV・デートDVに関する周知、啓発

令和4年度市民意識調査結果において、DVやデートDVの被害にあった時、特に何もなかった人については、相談しても無駄だと感じていたり、自分さえ我慢していたらいいと考えている傾向があることから、**つらい状況を我慢して一人で悩んでいる人を含め、被害が深刻化、潜在化している被害者に届く啓発、被害者が声をあげやすい社会環境づくりにつながる周知、啓発**が必要です。また、相談窓口が分からない人もいることを踏まえた情報の発信も重要です。

#### (イ) DV相談の資質向上

本市では、子ども家庭課及び男女共同参画センターにおいてDVに関する相談に対応しています。男女共同参画センターでは、DVをはじめとした家庭内での悩み、生きづらさに関する相談を行っており、子ども家庭課では、緊急性の高い被害者の一時保護に関する調整、配偶者暴力相談支援センターや母子生活支援施設との調整、児童扶養手当<sup>8</sup>等の制度を通じた支援やその他制度の情報提供を行っています。DV被害者に対しては、自立に向けて長期的な支援が必要となることもあり、DV被害者一人一人の意思や心情に配慮しつつ、適切に対応していくことが必要です。

そのため、滋賀県や関係機関が実施する研修会や学習会へ参加し、相談員の資質向上を図るとともに、相談員の心身の負担を軽減するためのメンタルケアも必要です。

#### (ウ) DV被害者の情報管理と個人情報の保護

住民基本台帳情報<sup>9</sup>、選挙人名簿の閲覧、市民税等の証明書、国民健康保険証、子どもの学校への問合せ等を通じて、DV被害者の所在地や居場所が加害者等に漏洩しないよう関係所属や関係機関は細心の注意を払い、適切に対応することが必要です。

また、**社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に関連した被害者情報の制御及びDV被害者への情報周知についても、国の方針に従い、関係機関と連携して対処していく必要があります。**

なお、相談を受ける際は、個人情報を守られ、被害者が安心して相談できる環境を整備することも必要です。

<sup>8</sup> 【児童扶養手当】

児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することで、児童の福祉の増進を図ることを目的とする手当です。

<sup>9</sup> 【住民基本台帳の閲覧等の制限】

DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者を保護するため、これらの行為の加害者が被害者の住所を探索することを目的として、住民票の写しや戸籍の附票の写しの交付を受けることを制限する制度です。住民基本台帳事務以外にも、健康保険や住民税等の事務においても広く関係しています。

#### (エ) 庁内における関係所属との連携

DV被害者への対応は、関係所属及び関係機関との連携が重要となっています。子ども家庭課では、課内における母子父子自立支援員や就労支援員との連携により、安全で安定した生活に向けた相談及び支援につなげるとともに、関係所属等との連携により、継続的な見守り体制の構築に努めています。また、被害者の保護等（被害者の自立を支援することを含む。）を行うため、当計画に基づき、庁内連絡会議を設置しており、総合的かつ一体的に取り組を進めるうえで、情報共有、連携した対応を行っています。DV被害者に対して適切な対応を行うためにも、更なる連携体制の強化を図る必要があります。

#### (オ) 関係機関との連携

DV被害者の早期発見、通報や対応は、市だけでなく、県、警察、医療機関、社会福祉協議会等の関係機関や地域の人権擁護委員や民生委員児童委員と連携して対応することが重要です。本市では、その状況に応じて関係する機関と連携を図り、被害者の把握、相談、安全確保に向けた支援に努めています。

潜在化している被害者を発見し、適切な対応を行うためには、DV防止法による通報の必要性についても周知していくことが重要です。通報するにあたり、被害者本人の意思を尊重する必要がありますが、被害者が通報を拒否した場合でも、被害者が利用できる相談機関を紹介する等、情報提供を行い、被害の深刻化の防止につなげることが大切です。

#### (カ) 関係所属職員の資質向上

本市では、市民相談室や福祉事務所、すこやか相談所、学校や幼稚園・保育園等において、被害者からの相談を受けた時や心身の異常が見受けられた際には、被害者の早期発見、関係所属との連携といった適切な対応が必要です。

研修会や庁内連絡会議の開催により、DV被害を発見しやすい所属における担当職員への意識付け、学習機会の提供が必要です。

DVに関する相談を受けている所属以外の職員も、DVについて理解を深めることにより二次的被害を防止するとともに、秘密の保持、被害者の情報管理の徹底及び個人情報保護の保護に資する必要があることから、関係所属の職員に対する研修等を通じて資質の向上を図る必要があります。

#### (キ) DV被害者の子どもへの対応

DVは被害者だけでなく、その子どもについても危害が及ぶ可能性があります。

「児童虐待の防止等に関する法律」においては、子どもの目の前で行う配偶者に対する暴力（身体的暴力及び心身に有害な影響を及ぼす言動）も心理的な児童虐待であると定義されていること、配偶者からの暴力が行われている状況は、子どもへの虐待



の制止が困難となる場合があることなどから、DV被害者の保護対策及び児童虐待防止対策の強化を図るため、令和2年4月より改正DV防止法が施行されています。

法改正により、相互に連携、協力すべき関係機関として新たに児童相談所が明記されていることを踏まえ、今後も関係機関と連携し、被害者やその子どもの安全確保を図る必要があります。また、本市では要保護児童対策地域協議会<sup>10</sup>を設置し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応等に取り組んでいます。

#### (ク) DV被害者への支援

DVが発生する背景には、様々な要因が考えられます。若年層や高齢者等、市の窓口においても相談者の年齢層は様々ですが、被害者からの相談を受けた時には、年齢や性別にかかわらず常に深刻な問題をはらんでいる可能性があることを想定して、受け止めていくことが大切です。核家族化や高齢化が進みDVを取り巻く家族の在り方が多様化する中においては、複雑化する課題の解消に向けて、子ども家庭課、男女共同参画センターをはじめ関係所属が適切に連携し、対応することが必要です。

また、DV被害者が安心して生活ができるよう、市や県の支援事業や相談機関の紹介、保護命令制度の利用等に関する助言、各種窓口への同行等、被害者の心身の負担を軽減するために、様々な支援を行うことが重要であり、DVに関する周知啓発、情報提供、相談支援、安全確保、就労支援や住宅確保といった自立支援、こういった被害者にとって切れ目の無い支援を充実させていく必要があります。

#### (ケ) 本市が受けている相談から考えられる支援のあり方

本市が行っている離婚前相談の中で、離婚を考えるきっかけが配偶者からの暴力やハラスメントであることが分かることも多く、これらがDVである可能性や子どもへの影響も含め、被害者が客観的な視点から認識できるような相談支援が求められます。

また、被害者はDVを受けていることにより、気力、思考力が低下していたり、自己肯定感が低下していることもあるため、心理的影響にも配慮した支援が必要です。

<sup>10</sup> 【要保護児童対策地域協議会】

児童福祉法第25条の2に基づく法定協議会であり、児童虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見、適切な保護を図るため、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が適切な連携の下、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、保護及び支援を行うため、協議や調整を行う組織です。

### 3 基本理念・基本的視点・基本目標

#### (1) 基本理念

配偶者等からの暴力は、被害者やその子どもの心身に深い傷を残し、社会全体に深刻な影響を及ぼすことから、単なる個人間の問題ではなく、社会全体で取り組まなければならない重要な課題です。

本計画の基本理念を「誰もが安心して暮らせるDVがないまち“大津”」とし、配偶者等を大切にするとともに、配偶者等からの身体的、精神的な暴力が、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを市民一人一人が認識し、DVがない社会の実現を目指します。

誰もが安心して暮らせるDVがないまち“大津”

#### (2) 基本的視点

本計画を推進するうえで基本的考え方となる3つの基本的視点に立って施策に取り組めます。

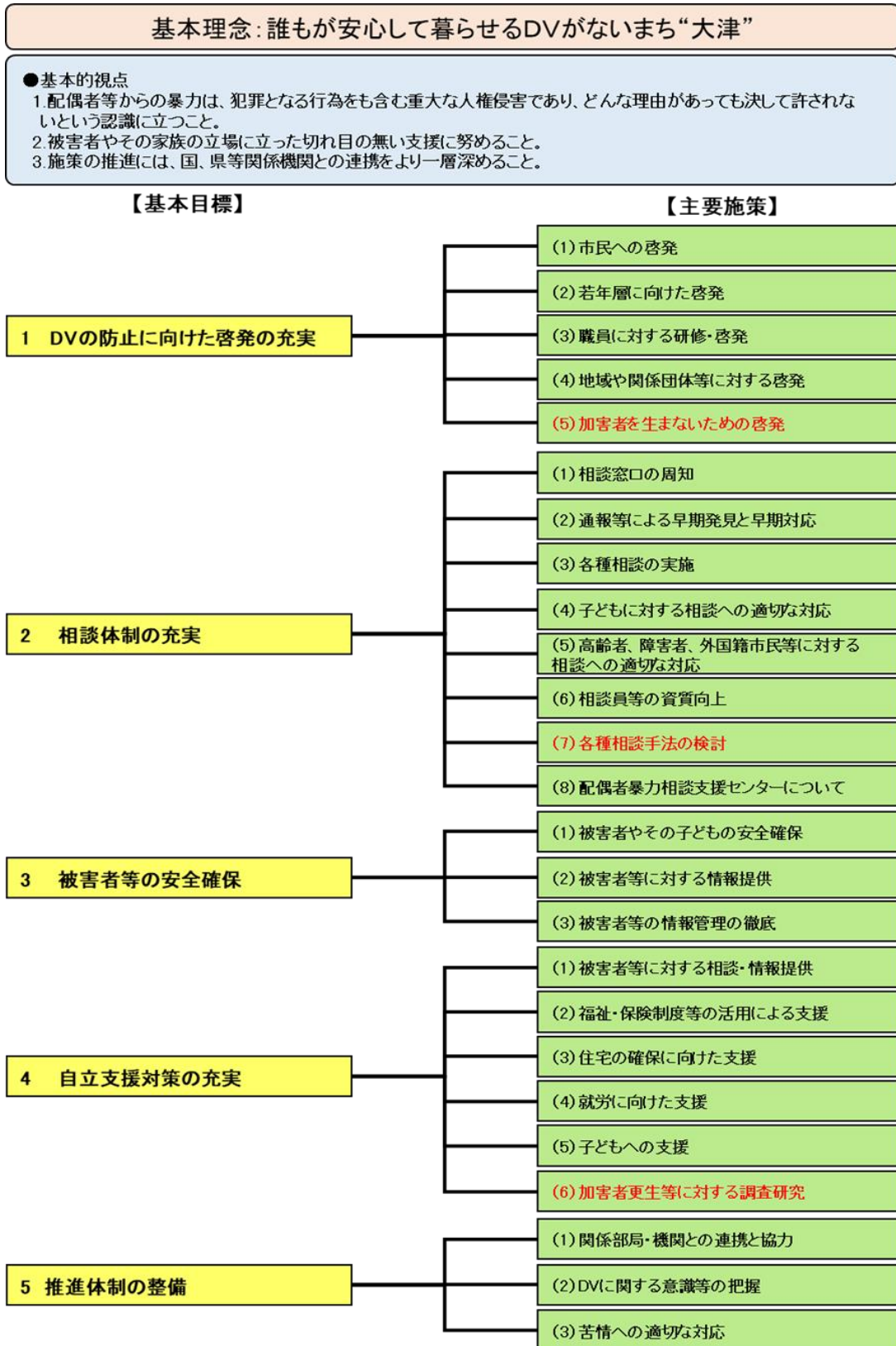
1. 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されないという認識に立つこと。
2. 被害者やその家族の立場に立った切れ目の無い支援に努めること。
3. 施策の推進には、国、県等関係機関との連携をより一層深めること。

#### (3) 基本目標

本市における配偶者等からの暴力対策の課題に取り組むため、目指すべき姿を5つの基本目標に集約し、その目標を実現するための手段として主要施策を設けます。

- |       |                  |
|-------|------------------|
| 基本目標1 | 「DVの防止に向けた啓発の充実」 |
| 基本目標2 | 「相談体制の充実」        |
| 基本目標3 | 「被害者等の安全確保」      |
| 基本目標4 | 「自立支援対策の充実」      |
| 基本目標5 | 「推進体制の整備」        |

## 4 施策体系



## (1) 基本目標 1 DVの防止に向けた啓発の充実

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害ですが、家庭内など閉鎖的な関係性の中で発生する機会が多いため、潜在化し、外部から発見されにくく、被害が深刻化しやすい傾向にあります。子どもがいる家庭におけるDVは、子どもへの心理的虐待に該当し、子どもへの虐待の制止が困難となる場合や子どもが暴力を見て育つことにより様々な影響が出る場合もあります。

また、市の相談窓口におけるDVに関する相談者の年齢が、若年層から高齢者まで幅広いことから、DVは年齢や性別にかかわらず起こり得ることがわかります。

これらのことから、DVは、個人間の問題のみではなく社会全体の問題であるという認識が必要です。DV防止の観点から、互いの人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有し、DV被害者が声をあげやすい社会環境づくりを進めることが大切です。

また、被害者や加害者を生まないためにも、市民一人一人がDVやデートDVの特性や暴力によって生じる影響について理解することにより、暴力の防止につながるよう、市民や関係団体等に対して周知、啓発を行う必要があります。

併せて、配偶者間だけでなく、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、生活の本拠を共にする交際相手や同性パートナー間で行われる暴力についても周知、啓発を行う必要があります。

デートDVについては、将来にわたってのDVを防止していくためにも、特に若年層に対する啓発、学習機会の提供を推進していくことが重要です。

主要施策	取組内容	主な担当課
(1) 市民への啓発		
(2) 若年層に向けた啓発		
(3) 職員に対する研修・啓発		
(4) 地域や関係団体等に対する啓発		
(5) 加害者を生まないための啓発		

## (2) 基本目標 2 相談体制の充実

DV被害者については、暴力が日常的になっていて被害意識がない人、加害者に対して様々な心情を持っている人、つらい状況を我慢して一人で抱え込んでいる人、世間体や経済面、子どもへの影響を考え加害者と離れられない人、暴力によって支配されている恐怖心により相手から離れられない人など様々な境遇にあります。被害者はDVを受けていることにより、気力や思考力が低下していたり、自己肯定感が低下していることも考えられる中で、被害者がDVを受けることなく安心して生活していくためには、被害者に生じている心理的影響にも配慮した相談等を通じて、被害者が自身の境遇を認識し、様々な情報を得て、自らの意思のもと、それを活用していくことが大切です。

また、DV被害には長期化、深刻化しているものもあり、被害者やその周りの人がDVに気づいた時に、被害者が一人で悩むことなく、安心して相談できるよう相談窓口を周知するとともに、被害者の立場に立った各種相談を今後も行っていく必要があります。

市民にとって最も身近な市役所の窓口は、DV被害者を発見しやすい立場にあります。顕在化している被害者だけでなく潜在化している被害者を早期に発見し、対応するためには、担当所属だけでなく、関係所属や関係機関の職員もDVに対する意識を持って職務にあたることが大切です。

また、配偶者からの暴力の被害者の多くが女性であることから、DV防止法においても女性に対する暴力に配慮した規定となっていますが、女性被害者やその子どもだけでなく、男性の被害者をはじめ、高齢者、障害者、外国籍市民等の相談に対しても適切に対応していくことが大切です。そのために、相談員や相談業務に携わる職員の資質の向上を図ることが必要です。

併せて、被害者だけでなく、暴力をふるってしまう人からの相談体制についても考慮し、相談手法の検討を行う必要があります。

主要施策	取組内容	主な担当課
(1) 相談窓口の周知		
(2) 通報等による早期発見と早期対応		
(3) 各種相談の実施		

主要施策	取 組 内 容	主な担当課
(4) 子どもに対する相談への適切な対応		
(5) 高齢者、障害者、外国籍市民等に対する相談への適切な対応		
(6) 相談員等の資質向上		
(7) 各種相談手法の検討		
(8) 配偶者暴力相談支援センターについて		

### (3) 基本目標 3 被害者等の安全確保

被害者や家族に対する暴力が緊迫している場合は、関係機関や警察との連携を通じて、一時保護等により、被害者やその家族の安全を確保する必要があります。住民基本台帳情報の閲覧制限をはじめ、市税情報、保険・年金関係、就学関係等において、被害者及びその子ども等の情報管理を徹底し、関係所属と情報を共有することが安全を確保するうえで重要です。併せて、**社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に関連した被害者情報の制御及びDV被害者への情報周知**についても、国の方針に従い、関係機関と連携し、適切に対処していく必要があります。

また、**令和6年4月より施行される改正DV防止法**の考え方を踏まえ、保護命令制度の活用など被害者が利用できる制度の情報提供や制度利用にあたっての助言等、被害者の側に立った支援を行うことが大切です。

主要施策	取組内容	主な担当課
(1) 被害者やその子どもの安全確保		
(2) 被害者等に対する情報提供		
(3) 被害者等の情報管理の徹底		

## (4) 基本目標 4 自立支援対策の充実

被害者が加害者から離れ、心身の健康を取り戻し、自立して生活していくためには、DV被害により生じている心理的影響にも配慮した様々な支援が必要になってきます。

新たな場所で自立して生活するにあたっては、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学等、複数の問題を同時に抱えることとなります。そのため、住宅確保や就労に向けた支援、福祉・保険制度を活用した支援、そして子どもへの支援等を関係所属と関係機関が連携して行うことが大切であり、被害者の心身の状況を理解し、被害者の意思を尊重しながら自立に向けた支援を行う必要があります。

また、加害者の更生に向けた取組については、今後も国の動向を注視しつつ、配偶者暴力加害者プログラム等に関する調査研究を行う必要があります。

主要施策	取組内容	主な担当課
(1) 被害者等に対する相談・情報提供		
(2) 福祉・保険制度等の活用による支援		
(3) 住宅の確保に向けた支援		
(4) 就労に向けた支援		
(5) 子どもへの支援		
(6) 加害者更生等に対する調査研究		



## (5) 基本目標 5 推進体制の整備

DV被害者やその子ども等の安全確保、自立に向けた支援を効果的に行うためには、**県の配偶者暴力相談支援センター、児童相談所及び警察をはじめとする関係機関と連携**して実施することが大切です。

本市では、DVに関する周知啓発、相談支援、安全確保、自立に向けた支援といった被害者への適切な支援を行ううえで、**庁内の関係所属における取組や課題等の情報共有、相互連携を図るために、庁内連絡会議を設置**しています。

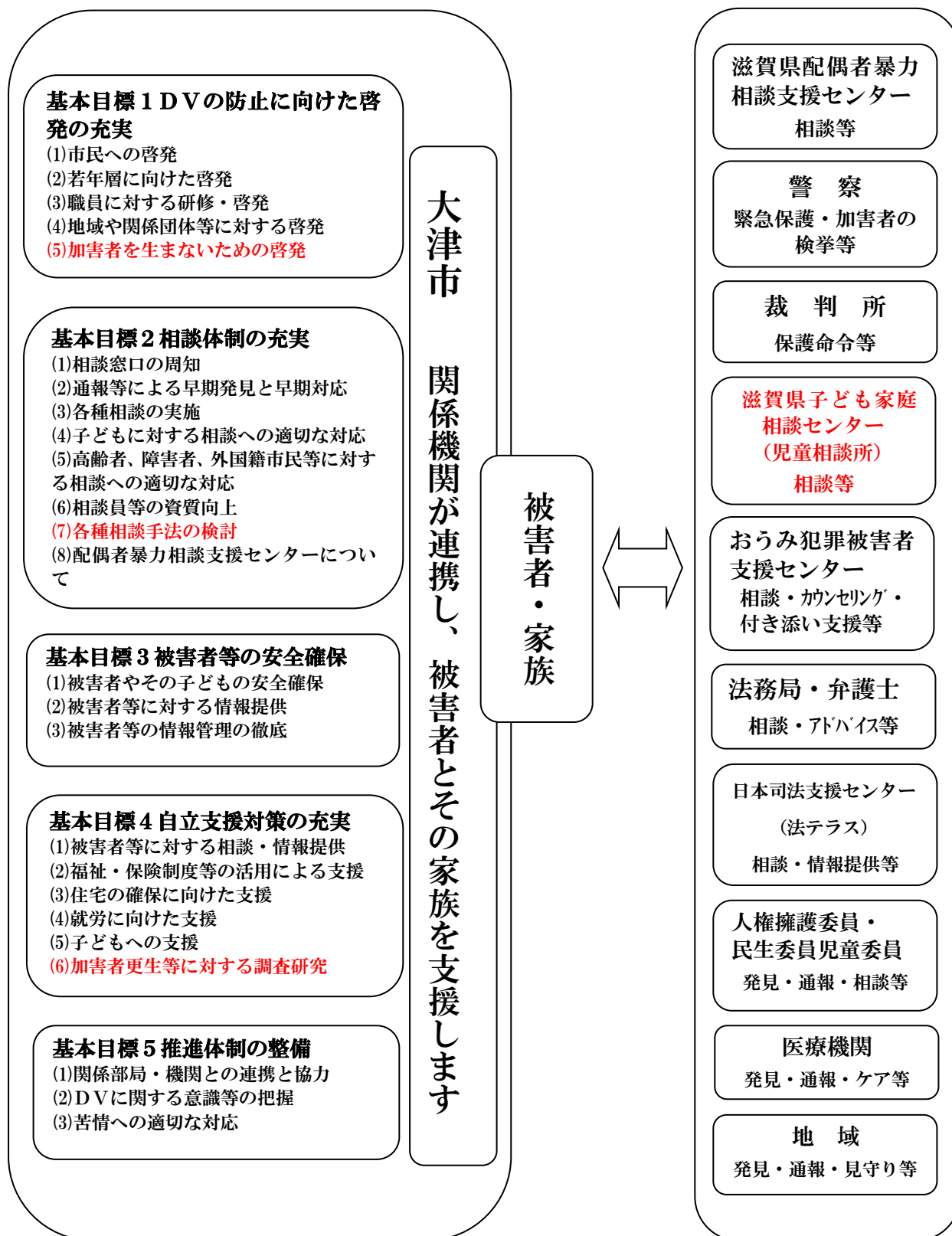
また、県、警察をはじめとする被害者支援関係機関との連携を常に図り、関係性を構築することが必要です。

DVの防止及び被害者の**保護等（被害者の自立を支援することを含む。）**に関する施策はさまざまな分野にまたがるため、その推進には庁内関係部局の連携が必要です。

主要施策	取組内容	主な担当課
(1) 関係部局・機関との連携と協力		
(2) DVに関する意識等の把握		
(3) 苦情への適切な対応		

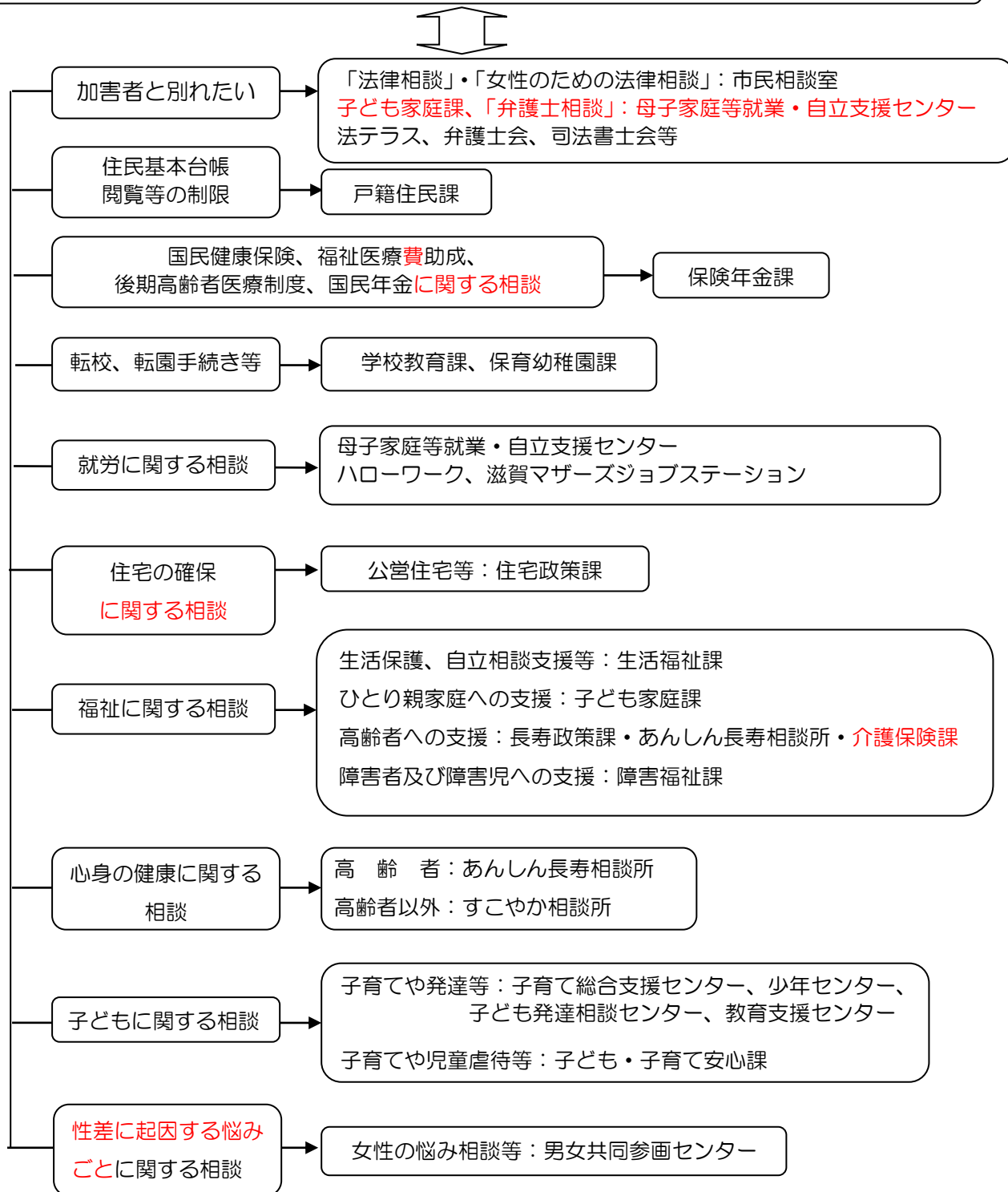
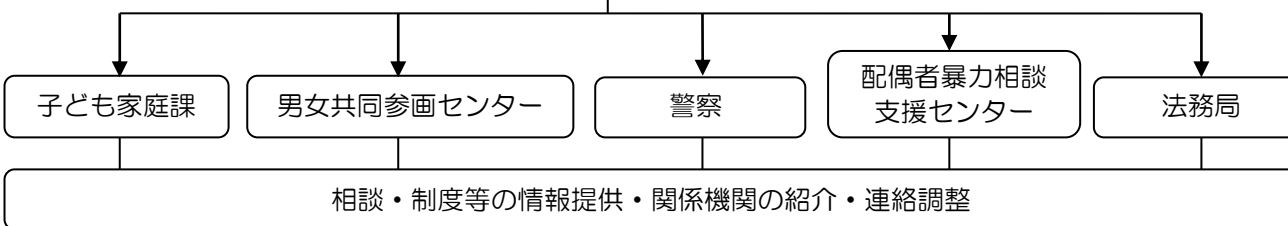
### 【被害者支援関係機関】

県や警察、医療機関、法務局等関係機関と連携して、DV被害者の支援を行います。



# 被害者支援フローチャート

DV被害者



## 5 計画の推進

### (1) 計画の推進体制

DVの防止及び被害者の**保護（被害者の自立を支援することを含む。）**については、市全体で関係部局がそれぞれ担う施策を積極的に推進する必要があることから、大津市男女共同参画推進委員会及び庁内連絡会議において、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。また、被害者への支援を行うに当たっては、国や県等の関係機関との連携が不可欠なことから、情報共有、相互連携を図りながら施策を推進します。

### (2) 大津市男女共同参画審議会による調査

男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議することを目的に、大津市男女共同参画審議会（外部委員で構成）を設置しています。計画の取組状況や内容等について報告し、審議会での意見を踏まえ、施策の改善等が必要な場合は当計画に反映していきます。

### (3) 計画の推進

DVに係る周知啓発や相談支援をはじめとした被害者への適切な支援を行うため、**庁内の関係所属における取組、施策の実施状況を確認し、相互に連携した支援を図るために庁内連絡会議を設置し、計画の推進に取り組みます。**

#### 【庁内連絡会議】

	所属名		所属名
1	政策調整部 人権・男女共同参画課	10	福祉部 子ども未来局 保育幼稚園課
2	政策調整部 男女共同参画センター	11	健康保険部 長寿政策課
3	総務部 市民税課	12	健康保険部 保険年金課
4	市民部 自治協働課 市民相談室	13	健康保険部 健康推進課
5	市民部 戸籍住民課	14	健康保険部 保健総務課 地域保健推進室
6	福祉部 福祉政策課	15	都市計画部 住宅政策課
7	福祉部 生活福祉課	16	教育委員会 学校教育課
8	福祉部 子ども未来局 子ども家庭課	17	教育委員会 児童生徒支援課
9	福祉部 子ども未来局 子ども・子育て安心課	18	消防局 警防課 救急高度化推進室